

第7章 保険契約の包括移転をめぐる保険業法の規律について — 保険契約の移転単位規制の緩和を中心に —

東京大学大学院法学政治学研究科准教授
後藤 元⁽¹⁾

I. はじめに

保険業法第7章第1節は、保険契約の包括移転の制度を定めている。この制度を利用すると、保険会社は、他の保険会社との契約により、保険契約を当該他の保険会社に移転することができる（保険業法135条1項）。ただし、この制度による保険契約の移転は、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約…の全部を包括してしなければならない」とされている（同条2項）。この制度は、保険契約の移転は契約の一方当事者である保険者の契約上の地位を他の保険者に移転する行為であるが、「同質の危険を有する多数の保険契約者が保険料の形で危険の実現により生ずる損害を分散して負担するという保険の基本的な仕組みに鑑みれば、その保険契約者の集団を維持しつつ同等の条件で一括して移転することが当該保険契約者全体の利益にかなうこととなるが、移転に際して膨大な数の保険契約者から個別の同意を得ることは極めて困難である」ために、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転する場合には、保険契約者の個別の同意を要件とせず、異議のを通じた保険契約者の集団的な同意があれば行うことができることとし」たものであると解されている⁽²⁾。

この保険契約の包括移転制度については⁽³⁾、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約…の全部」⁽⁴⁾を細分化して移転させることが禁止されていること（以下、「保険契約の

(1) 本稿の執筆のための資料収集に関して、第一生命保険株式会社調査部の竹内章二氏と野口直秀氏、株式会社損害保険ジャパン調査部の西羽真氏の貴重なご助力を頂いた。記して御礼申し上げる。

(2) 安居孝啓『最新保険業法の解説【改訂版】』（大成出版社、2010年）450頁。

(3) なお、保険業を営む株式会社が会社分割により保険契約を承継させる場合にも、「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約…の全部を包括して承継させなければならない」（同法173条の2第1項）として同様の制約が課されている。以下では、保険契約の包括移転に即して検討を行うが、本稿の議論は保険会社の会社分割による保険契約の移転にも基本的に当てはまるものと考えている。

(4) 「責任準備金の算出の基礎が同一である」か否かは、責任準備金の算出方法書における数値（生命保険の場合には予定死亡率・予定利率・予定事業費率、損害保険の場合には予定損害率・予定事業費率）が同一であるか否かによって定まるものと解されており（石田満『保険業法2009』（文真堂、2009年）261頁）、通常は、同じ保険種類に属する保険契約であれば「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」に当たるとされている（安居・前掲（注2）451頁）。なお、標準責任準備金制度の下での解釈について、野口直秀「保険会社の事業再編について」生命保険論集165号（2008年）199頁、201頁、203頁注6および204頁注11を参照。

移転単位規制」という) に対して、販売チャネルを単位とした事業再編等を阻害するものであるとして、実務家からその緩和が要望されており⁽⁵⁾、これを受けて、平成23年6月29日から審議が開始された金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」においても、この問題が検討事項の一つとして取り上げられている⁽⁶⁾ (筆者も、委員として審議に参加する機会を得た)。

もっとも、保険契約の移転単位規制については、従来、十分な検討が積み重ねられてきたとは言い難いようにも思われる。本稿は、保険契約の移転単位規制がそもそも何を目的としている規制なのか、保険契約の移転単位規制を緩和するといかなる問題が生じるのか、保険契約の包括移転の場面においてはいかなる利益の保護を考えるべきなのか、といった観点に留意しながら、どのような制度が望ましいかを検討しようとするものである。

以下では、まずⅡにおいて、保険契約の包括移転に関する規制の全体を概観した上で、保険契約の移転単位規制について現在どのような理解がなされているのか、またその緩和をめぐるどのような議論がなされているのかを整理する。次いで、Ⅲにおいて、保険契約の移転単位規制の立法時の制度趣旨とその後の変遷を確認し、保険契約の移転単位規制の緩和に際して考慮すべき問題点を整理する。そして、Ⅳにおいて、諸外国(ドイツ、イギリス、アメリカ)の制度を概観した上で、Ⅴにおいて、わが国においていかなる対処がなされるべきかを検討する。Ⅵは簡単なまとめである。

Ⅱ. 保険契約の包括移転と移転単位規制

1. 保険契約の包括移転に関する規制の概観

保険契約の包括移転を行うためには、まず保険契約の移転をしようとする保険会社(移転会社)およびその移転を受ける保険会社(移転先会社)において株主総会または社員総会もしくは総代会の決議が必要である(保険業法136条1項)。この決議のための招集通知

(5) 高山崇彦「保険契約の包括移転制度に関する提言」Business Law Journal 1巻2号(2008年)20頁、23頁、野口・前掲(注4)205頁以下(2008年)、東京海上日動火災保険株式会社編『損害保険の法務と実務』(金融財政事情研究会、2010年)635-636頁。早い時期の文献として、石田満「会社の管理・保険契約の移転・保険保障基金」竹内昭夫編『保険業法の在り方・上』(有斐閣、1992年)237頁、265頁は、保険契約の内容が多様化している今日においては、移転単位規制は「窮屈ではないか」と指摘している。

(6) 金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」での議論については、筆者自身が審議に参加していることもあり、本稿での検討の対象からは基本的に除外している。なお、2011年10月14日現在、保険契約の移転単位規制の緩和は、同ワーキング・グループの第1回会合(同年6月29日)、第2回会合(同年7月27日)および第4回会合(同年9月26日)において議題とされている。これらの会合の議事録・資料等は、http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base_gijiroku.html#hoken_wgより入手可能である(last visited 2011/10/14)。

においては、包括移転に係る契約の要旨が示されなければならない（同条3項）。移転会社は、この移転の決議があった時から、保険契約の包括移転をし、またはしないこととなったときまで、移転しようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならないものとされている（同法138条）⁽⁷⁾。

保険契約を移転されることとなる保険契約者（移転対象契約者）については、その個別の同意に代わる保護として、異議申立手続が用意されている⁽⁸⁾。すなわち、移転会社は、保険契約の包括移転の決議の日から2週間以内に、包括移転に係る契約の要旨と移転会社および移転先会社の貸借対照表、移転先会社の商号等を、1か月以上の異議申立期間内に異議を述べることができる旨を付記して、公告⁽⁹⁾しなければならない（同法137条1項2項3項、同法施行規則88条の3）。そして、期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の5分の1を超え、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額として内閣府令で定める額⁽¹⁰⁾が移転対象契約者の当該金額の総額の5分の1を超えるときは⁽¹¹⁾、保険契約の包括移転をしてはならないが（保険業法137条4項）、異議を述べた移転対象契約者の数またはその保険契約に係る債権の額がこの割合を超えない場合には、当該移転対象契約者全員が当該保険契約の移転を承認したものとみなされる（同条5項）こととなっているのである。

また、移転会社の取締役は、保険契約の包括移転の決議が行われる日の2週間前から移転対象契約者の異議申立期間の最終日まで、包括移転に係る契約の契約書と移転会社および移転先会社の貸借対照表を各営業所・事務所に備え置かなければならず（同法136条2の

(7) この規制は、移転対象契約者を固定するとともに、新たに同種の保険契約を締結した保険契約者が移転会社に残されて、その利益が損なわれることを防止するためのものであると説明されているが（安居・前掲（注2）453頁）、新規に締結された保険契約も移転することとすればよく、現状では満期を迎える契約の更新も制限される点で保険契約者の保護に欠ける結果となることもあるとして、見直しも主張されている（高山・前掲（注5）21-22頁）。

(8) 安居・前掲（注2）453頁。

(9) 保険会社の公告方法は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法か電子公告に限定されており（保険業法9条、23条2項）、官報に掲載する方法（会社法939条1項1号）は認められていない。

(10) 生命保険契約の場合には、異議申立てに関する公告の時点で被保険者のために積み立てるべき金額をいい（保険業法施行規則89条1号）、損害保険契約の場合には、未経過期間に対応する保険料の金額と上記の公告の時点で払戻積立金（同規則70条1項3号）として積み立てるべき金額をいう（同規則89条2号）。

(11) 保険契約の包括移転に際して、契約条件の軽微ではない変更（保険金の削減等）が行われる場合には、契約者数および契約に係る債権額のいずれについても5分の1ではなく10分の1が基準とされている（保険業法251条2項）。

なお、平成7年の保険業法改正以前は、期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の10分の1を超えた場合、または当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額が移転対象契約者の当該金額の総額の10分の1を超えた場合に、包括移転をしてはならないものとされていた（平成7年改正前保険業法112条3項）。

2 第 1 項、同法施行規則88条の 2)、移転会社の株主または保険契約者は、保険会社の営業時間内にその閲覧または謄抄本の交付を請求することができるものとされている（保険業法136条の 2 第 2 項）。

そして、包括移転に係る契約においては保険契約の移転とともにする保険会社の財産の移転に関する事項を定めなければならない、この場合に移転会社は移転対象契約者以外の移転会社の債権者の利益のために必要と認められる財産を留保しなければならないものとされている（同法136条 3 項）。

さらに、当局による監督としては、保険契約の包括移転の効力は内閣総理大臣の認可を受けなければ生じないものとされており（同法139条 1 項）、①当該保険契約の移転が保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること、②移転先会社が、当該保険契約の移転を受けた後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること、③移転対象契約者以外の移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないものであること、という 3 つの基準により認可の是非が審査される（同条 2 項）⁽¹²⁾。

保険契約の包括移転の規制の全体像は以上のようなものであるが、その中で、保険契約の移転単位規制にはどのような意義が与えられているだろうか。

2. 保険契約の移転単位規制の趣旨

金融庁総務企画局企画課保険企画室長であった安居孝啓は、保険契約の移転単位規制の趣旨を、「保険契約集団を維持するとともに、保険契約者間の公平を確保するためである。」と説明している⁽¹³⁾。安居自身は、この意味を敷衍してはいないが、ここで保険契約集団の維持が問題とされているのは、ある種類の保険契約を分割して移転すると、危険の集積度

(12) 認可の申請は、異議申立期間の経過後 1 か月以内に、移転会社と移転先会社の連名の認可申請書を金融庁長官に提出してすることとされており（保険業法施行規則90条 1 項）、その際の添付書類としては、①理由書、②包括移転に係る契約の契約書、③移転会社および移転先会社の株主総会等の議事録、④移転会社および移転先会社の貸借対照表、⑤移転会社の財産目録、⑥移転会社を保険者とする保険契約について、移転対象契約および移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面、⑦移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法を記載した書面、⑧移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面、⑨移転先会社を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面、⑩保険契約の移転の公告をしたことを証する書面、⑪異議申立期間内に異議を述べた保険契約者の数またはその保険契約に係る債権の額に相当する金額が移転対象契約者の総数または移転対象契約者の当該金額の総額の 5 分の 1 を超えなかったことを証する書面、⑫契約条件の変更を含む保険契約の移転の決議に係る株主総会等の開催の公告をした場合には、これを証する書面、⑬その他認可の審査をするため参考となるべき事項を記載した書類が要求されている（同条 2 項）。

(13) 安居・前掲（注2）450－451頁、511頁。

合いが低下してしまい⁽¹⁴⁾、移転会社の健全性や移転させられる保険契約者に対する保険金の支払可能性に影響を与えるという事態を避けるためであると思われる。また、保険契約者間の公平性の確保が問題とされているのは⁽¹⁵⁾、他の保険会社に移転された契約者と元の保険会社に残された契約者は元来平等に取り扱われる地位にあった以上、これらの者の中で保険金の支払可能性や契約者配当の水準、その他のサービスの内容等に差が生じることは望ましくないという観点を示したものであると思われる。

このような観点からは、保険会社が「責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約」のうちの一部の保険契約者のみとの間で他の保険会社に契約を移転する旨の合意をすることも認められるべきではないと考えるのが素直であろう。しかし、安居は、個別の契約移転は認められないと解するのが一般的であることを認めつつも、「保険会社が民法の一般原則に基づいて保険契約者の個別の同意を得て保険契約を他の保険会社に移転することが禁止されているか否かは必ずしも明確でなく、「①文言上は個別の移転を禁止していないこと、②包括移転の手続は保険契約の特性を踏まえて保険契約者の個別の同意なしに移転を認める特例であり、一般原則に従った個別の移転を排除するものではないと考えられること、③個別の移転ができるとしても、通常は移転先会社において事業方法書等の変更が必要となり、認可の対象となるため、保険契約者間の公平を害するものは排除できることから、個別の移転も許されるとの解釈も成り立つと考えられる」と述べている⁽¹⁶⁾。これは、保険契約の包括移転制度自体の趣旨が保険契約の移転単位規制の趣旨をオーバーライドするという理解であり、それは保険業法の文言にも合致しているということができるが、そうであれば、保険契約集団の維持と保険契約者間の公平性の確保が保険契約の移転単位規制の趣旨であると解したことの意義が問題となるように思われる。

安居自身が指摘しているように、個別の契約移転の可否は、「保険契約者の個別の同意を得ることの実務的な困難性を考えれば、あまり実益のある議論ではない」⁽¹⁷⁾とも考えられるが、保険契約の移転単位規制の緩和を検討するに際しては、この点を改めて考える必要があるだろう。

3. 保険契約の移転単位規制の緩和をめぐる議論

では、これまでに行われた保険契約の移転単位規制の緩和をめぐる議論においては、どのような点が問題とされていたのであろうか。

金融審議会においては、平成19年の後半にも保険契約の移転単位規制の緩和が議題とし

(14) 相互独立のリスクを集積することの効果については、近見正彦＝吉澤卓哉＝高尾厚＝甘利公人＝久保英也『新・保険学』（有斐閣、2006年）106頁以下を参照。

(15) 関西保険業法研究会「保険業法逐条解説（XIX）」生命保険論集144号（2003年）163頁、167頁〔梅本剛正〕は、保険契約者間の公平性の点のみを趣旨として挙げている。

(16) 安居・前掲（注2）451頁注1。

(17) 安居・前掲（注2）451頁注1。

て取り上げられている⁽¹⁸⁾。この問題に関する実質的な議論が行われたのは平成19年10月24日の金融審議会金融分科会第二部会および保険の基本問題に関するワーキング・グループの合同会合であるが⁽¹⁹⁾、そこでは多様な観点指摘されている。

まず、「責任準備金の算出の基礎が同一の保険契約」を分割して移転する場合、「分割する前と後では、やはり保険集団のリスクの大きさが変わる」ことになるが、「移転するグループにおいても、移転しないグループにおいても、大数の法則が働く必要がある」ことを踏まえて、「移転するときに、個別に責任準備金額を算定するということが技術的に可能かどうかということ」を検討する必要があるとの意見⁽²⁰⁾が示されている。これは、保険契約集団の維持が移転単位規制の趣旨であるとの理解に整合的な指摘といえよう。

また、移転させられる保険契約者と移転会社に残される保険契約者の間の公平性を問題とするものとしては、「例えば、地域によって損害率が異なっているとか、地震とか、そういう場合、ある地域だけ残されるとか、それは架空の話なのかもしれませんが、あるいは、非常にビジネスの切り分けとかがたやすく行える場合に、契約者にとって、別の会社に移行することで、当然責任準備金の問題もあると思うんですけども、会社の信用力自体が変わってしまって、公平性が保たれないとか、そういうことがないのか、留意」する必要があるとの意見⁽²¹⁾があるが、移転先会社と移転会社とで信用力が異なることが公平性に反すると考えているのか、それとも損害率の高い地域の保険契約だけを移転させないようすることが公平性に反すると考えているのか、やや不明瞭であるように思われる。別の委員による、「地域別とか、販売チャネル別で、切り分けの仕方によっては、大分リスクの濃縮度に問題が出てくるということで、言葉は悪いですけども、『いいとこ取り』ということにならないような措置がやはり必要ではないかと思っております。」との意見⁽²²⁾

(18) これは、日本損害保険協会が提出した規制改革要望により、「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)の措置事項(Ⅲ 8 エ②)に保険契約の移転単位規制の緩和の可否の検討が盛り込まれたことを受けたものである。

審議の結果としては、以下の本文で紹介するような議論を経て、「保険契約の移転単位の見直しに際しては、保険契約者や一般債権者の保護(異議申立制度の在り方を含む)、当事会社の財産状況の確認手法、包括移転が保険契約の特性を踏まえて保険契約者の同意を得ずに契約を移転できる特例的な手法であること等の多くの論点について、検討を行う必要があるものと考えられる。このため、直ちに保険契約移転時における移転単位を見直すことは適当ではなく、この点については、上記のような論点について保険契約者保護等の観点から、十分議論を深めつつ、引き続き丁寧に検討すべきものと考えられる。」(「金融審議会金融分科会第二部会報告～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～(平成19年12月18日)」10頁(available at http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-2.html, last visited 2011/10/14))として、結論が先送りされている。

(19) この会合の議事録は、金融庁のウェブサイトより入手可能である

(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/gijiroku/20071024.html, last visited 2011/10/14)。

(20) 翁百合部会長代理発言。

(21) 根本直子委員発言。

(22) 筒井義信専門委員発言。同委員は、「今の包括移転の制度でいきますと、移転される契約について

は、後者の観点を重視するものだと言えよう。

以上の意見に対して、保険契約の移転単位の細分化自体による弊害ではなく、保険契約の包括移転制度が保険契約者の意思に反した保険契約の移転を認めている点を問題とする意見も述べられている。すなわち、この会合の司会役であった岩原紳作金融審議会金融分科会第二部会長は、民法の原則としては「債権者の同意がないと債務者が勝手に変わるということはあり得ない」が、保険業法137条が保険契約の包括移転により移転される保険契約者の保護として設ける異議申立手続は、申立期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が移転対象契約者の総数の五分之一を超え、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権の額が移転対象契約者の当該金額の総額の五分之一を超えるとき以外は、移転対象契約者全員が当該保険契約の移転を承認したものとみなすと定めていることについて、「これはかなり乱暴な法制で、何でそんなことをしたかという、つまり実際には破綻のときしか使われないから⁽²³⁾、そういうときはもう一部の債権者が異議を申し立てても、全体にとってはやはり包括移転なんかしないと、契約者全体の保護の点ではかえって問題が生じるということで、そういう特例的な扱いをしているわけなんで、今検討されているのは、そういった包括移転や保険会社の分割を平時にも使おうということを考えているわけですから、それは直ちに同じには考えられないだろう」とし、「先ほどから財務状態の問題、あるいは特に責任準備金の公平の問題等を指摘されて、それは非常に重要な問題なんですけれども、それと同時に、保険会社はいろんなサービスを顧客に提供しているわけですから、あの保険会社なら安心して任せられると思って契約していたところ、全然違う会社に、自分の意思に関係なく変えられてしまうということは、サービスの内容についても変わってしまうことがあり得るわけで、それは債権者の意思を無視してそういうことをやっていいのかという問題はあると思いますので、そういったことを含めて慎重な検討をして頂く必要があると思っております。」と述べている⁽²⁴⁾。これは、理論上は、保険契約の

は、異議申立制度という意思表示の機会が設けられておりますが、先ほど申し上げたように、リスクの濃縮度の問題、残された群団の危険性ということも考えていきますと、移転の対象ではない、残された保険契約者にそういう異議申立の機会が確保されていないところ、自らの意思表示の手段がないということございまして、この問題はこういった点にもちょっと留意をして議論をしていく必要があるのではないか」とも述べている。

(23) 保険契約の包括移転のこれまでの利用例については、金融審議会金融分科会第二部会第43回（平成19年12月5日）資料5：金融庁「保険に関する規制緩和について」19－20頁（available at http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryu/20071205/05.pdf, last visited 2011/10/14）および金融審議会保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ第2回（平成23年7月27日）資料3：金融庁総務企画局企画課保険企画室「説明資料②保険契約の移転単位規制の在り方」6頁（available at http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/siryu/20110727/03.pdf, last visited 2011/10/14）を参照。

(24) このほか、「これまで私たちはここと契約していたのに、何か知らないうちに分割、移転されたとかたかというような、それは企業にとっては自由に企業体を組み直せるということになるんだろうと思うんですけれども、契約をしている側からすると、果たしてどうなのかというところは根本的

移転単位規制の緩和とは関係なく問題となる点であるとも思われる。

また、「実際に異議申立てルールが機能するかという点、なかなかこれは難しいわけで、ましてや群団を切り分けて移すことに対して、異議申立てという手続をかけるということがどこまで正当化できるのかというあたりも検討する必要があるのではないかなと思います。役所の方で、責任準備金の計算から、先ほどの資産の状態まできちんと把握して、承認していく。これは当然の前提かと思いますが、それでまた万全という保障もない。異議申立ても、どこまで機能するかというあたりになると疑問の点もありますので、移転した側と受け入れた側がそれぞれのもともあった契約について、実体法上どういう責任を負い合うべきかというあたりにもちょっと遡って検討してはいかかなというふうに思っております。」との意見⁽²⁵⁾も、移転単位規制の緩和に引きつけて論じてはいるものの、それとは独立に、現在の異議申立手続への疑問から新しい形での規制の必要性を示唆するものであると考えられる。

さらに、強制的に移転させられる保険契約者ではなく、移転会社に残される保険契約者の保護についても、保険契約の包括移転が「移転対象契約者以外の移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないものであること」が内閣総理大臣による認可の条件となっているが（保険業法139条2項3号）、「従来の保険会社の破綻事例を考えますと、破綻するまでソルベンシー・マージン比率がかなりの数値であった会社が、ある日突然破綻してしまうということがしばしばあったわけで、そういうケースを見ていると、普段からの監督官庁による資産状態のチェックというのが果たしてきちんとできていたのか、疑問に思わざるを得ないところもございます。135条2項のルールを緩和するということは、それだけ一部の包括移転がなされやすくなると思うのですが、移転会社の財産状態を確認することについて、チェックを強化するための何か具体的な方策があるのか」との意見⁽²⁶⁾が述べられている。この指摘に対しては、損害保険業界から、「現在の包括移転でも現時点で問題となるものと認識しております。そういう意味では、行政官庁のチェックというか、監視体制が重要なのかなというふうに私どもとしては認識しております。」との応答がなされている⁽²⁷⁾。

4. 小括

保険契約の移転単位規制が安居の指摘するように保険契約集団の維持と保険契約者間の公平性の確保を目的とした規制なのであれば、これらの問題への別途の対処の必要性と、それが必要であるとした場合の対処の方法が、その緩和の可否を検討する際の基本的な考慮要素となると思われる。もっとも、平成19年の金融審議会の議論においては、保険契約

なところで残る」との指摘もなされている（原早苗委員発言）。

(25) 山下友信委員（保険の基本問題に関するワーキング・グループ座長）発言。

(26) 洲崎博史委員発言。

(27) 柄澤康喜専門委員発言。

者の意思に反して契約が強制的に移転させられることや移転会社の健全性に関する監督の不完全さなど、保険契約の移転単位の細分化自体による弊害以外の観点も重視されていた。これらの観点も重要なものであることは否定しがたいが、上記のような移転単位規制の趣旨が解釈論上必ずしも貫徹されていないこととあいまって、議論の焦点がわかりにくくなっているようにも思われる。

そこで、次に保険契約の移転単位規制の趣旨が現在のように解されるに至った経緯を、その沿革に遡って検討することとしよう。

Ⅲ. 保険契約の移転単位規制の位置づけの変遷

1. 明治45年改正による制度導入時の議論

まず、保険契約の包括移転制度を導入した明治45年の保険業法改正時の議論においては、驚くべきことに、保険契約の移転単位規制の趣旨を正面から述べた文献は、管見の限り見当たらない。たとえば、この改正を担当した農商務省保険課長であった島村他三郎による解説では、「責任準備金算出の基礎を同うする保険契約の中を分割して移転することはできない、苟くも移転せんとする場合には責任準備金算出の基礎を同うする保険の全部を包括して移さねばならぬ」と述べられているが、なぜそのような規制を採用したのかということは説明されていないのである⁽²⁸⁾。松本烝治による改正保険業法の解説も、同様である⁽²⁹⁾。

もっとも、松本は、保険契約の包括移転制度が導入された理由として、概ね次のように述べている。すなわち、当時の保険業法78条によると、保険会社が解散した場合には、保険契約は一定金額の払戻しがなされるだけで当然に消滅することとなっているが、これは保険契約者に予期に反して損害を与えるものであり、保険政策上望ましくないものであること等から、ある事業者の有する保険契約を包括的に他の事業者に移転する便法を設ける必要がある。もちろん、個々の契約者について、その承諾を得て契約を更改することによって保険契約の移転をすることができるが、これは大量の契約がある場合に手続が面倒であるだけでなく、不承諾者がいる場合に問題が生じる、と⁽³⁰⁾⁽³¹⁾。松本と同様に、保険契約

(28) 島村他三郎「改正保険業法解説」保険評論5巻4号(1912年)附録8頁。島村他三郎「保険業法中改正法律案要綱に就て」保険評論5巻2号(1912年)5頁、9頁も参照。

(29) 松本烝治「保険業法令ノ改正ニ付テ」『私法論文集第一巻』(巖松堂書店、1916年)653頁、678頁(初出は国家学会雑誌27巻3号5号(1913年))。

(30) 松本・前掲(注29)676-677頁。本文のような説明に続いて、ドイツでは、契約によって他人の包括財産を引き受けた者は当該他人の債務について当然に責任を負うべき旨の規定(ドイツ民法典419条)が存在するため、保険契約の包括移転について主務官庁の認可に関する行政法的規定を置けば足りるが、日本では、主務官庁の監督に関する行政法的規定とは別に包括移転の私法上の効力を認める規定が必要であると述べられている(同677頁)。なお、当時のドイツでは、移転元の保険会社が被保険者に対する債務を免れるためには被保険者の個別の承諾が必要であると解されていた

の移転単位規制の趣旨を説明していない一方で⁽³²⁾、保険契約の包括移転制度の必要性を保険会社の解散によって保険契約が終了してしまった場合の保険契約者にとっての不利益と個別の承諾による契約移転の不便さから基礎づけている⁽³³⁾論者としては、野守廣がいる。

この松本と野守の議論は、保険契約の移転単位規制に特別の意義を与えていない一方で、個別の承諾による契約移転を認めている点で、現在の議論と好対照をなしているということができよう。換言すれば、保険契約集団の維持や保険契約者間の公平性が保険契約の包括移転制度の導入当初から意識されていた訳ではなかったのである。

また、以上から推測すると、保険契約の包括移転制度に移転単位規制がかけられているのは、民法上の原則からすれば保険契約の移転には本来契約当事者の承諾が必要であるところ、それを不要とする例外的な制度については、その利用を当時の観点から必要性の高い場合⁽³⁴⁾に限定しようとしたものではないかと思われる。

もっとも、野守は、ドイツでは保険契約の包括移転は「少くとも一種類の保険契約を包括」してしなければならないものとされていることを紹介している⁽³⁵⁾。野守は、わが国の保険業法は責任準備金算出の基礎の同一性を基準としている点で諸国の立法例を踏襲してはいないと評価しているものの⁽³⁶⁾、責任準備金算出の基礎を同じくするか否かという基準は、同種の保険契約であるかという基準と多少の相違はあるが大差はないとも述べていることから⁽³⁷⁾、わが国の移転単位規制はドイツ法の影響を受けたものであるということも

たことについて、後注42を参照。

- (31) なお、島村・前掲（注28）保険評論5巻2号8-9頁は、保険会社の解散により保険契約が消滅してしまうが、特に生命保険については再加入が困難であることもあるため、保険契約を存続させることが必要であり、そのために保険契約の包括移転制度が導入されたとしているが、個別の承諾による保険契約の移転の可能性とその不便さには言及していない。
- (32) 野守廣「保険契約の包括移転に就て」生命保険会社協会会報2巻3号（1913年）1頁、3頁、8-9頁参照。
- (33) 野守・前掲（注32）1-2頁。なお、野守は、保険契約者にとっての不利益として、解約時に払い戻される金額の僅少さに加えて、生命保険の場合の再加入困難性を挙げている。
- (34) 当時の議論において、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転することの必要性が直接指摘されていた訳ではないが、保険契約の包括移転制度の主たる適用場面であると想定されていた保険会社の解散や事業の一部の廃止（野守・前掲（注32）13頁は、わが国において保険契約の包括移転が行われるのは、①保険会社が任意解散をしようとする場合、②保険会社がその事業の一部を廃止しようとする場合、③生命保険会社の財産がその有する保険契約の責任準備金額に不足するに至った場合、④既に解散した会社が保険契約の移転をする場合の4つに限られるであろうと述べている。ここでは、今日の移転単位規制の緩和の要望（前注5に対応する本文を参照）の中で指摘されているような保険契約の包括移転の使い方は想定されていない）という場面において、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を分割して移転することが必要であるとは考えられていなかったのではないかと思われる。
- (35) 野守・前掲（注32）3頁。
- (36) 野守・前掲（注32）3頁。
- (37) 野守・前掲（注32）8頁。

考えられる⁽³⁸⁾。そこで、次にドイツにおける保険契約の移転単位規制を概観しよう。

2. ドイツ法

1901年に制定されたドイツの私保険事業者法⁽³⁹⁾ (Gesetz über die privaten Versicherungsunternehmungen) 14条第1文は、「ある事業者の保険契約ポートフォリオ (Versicherungsbestand) の全部もしくは一部の種類 (in seiner Gesamtheit oder in einzelnen Zweigen) を関連する準備金および保険料積立金とともに他の事業者に移転する旨の合意は、その合意の当事者に対する監督権限を有する監督官庁の認可を受けなければならない。」と定めていた。しかし、この規律の対象が保険契約の種類⁽⁴⁰⁾を単位とする保険契約の移転に限定されていることの趣旨は、私保険事業者法の草案においても⁽⁴¹⁾、また当時の注釈書でも説明されていない⁽⁴²⁾。

また、私保険事業者法の後身である保険監督法 (Gesetz über die Beaufsichtigung der

(38) 帝国議会の衆議院委員会質疑においても、保険の種類を包括移転の単位とすべきであるとの意見もあったが、保険業法等の法令において保険の種類を細かく分けているため、保険の種類を単位とするとかえって混雑を生ずるために責任準備金の算出の基礎を同じくする契約を単位とした旨が政府委員によって説明されており (保険業法中改正法律案衆議院委員会議録第四回・保険評論5巻3号64頁)、わが国の移転単位規制が保険契約の種類を単位とするドイツ法とまったく異なる発想によるものではないことが示唆されている。

(39) Reichsgesetzblatt, 1901, 139.

(40) 1901年私保険事業者法8条は、保険事業を営む株式会社の定款には、同社が事業活動を展開する保険契約の種類 (die einzelnen Versicherungszweige) を記載しなければならないものと定めており、14条にいうZweigもこれと同義であると考えられる。J. A. ZEHNTER / K. BRANDSTÄTTER, REICHSGESETZ ÜBER DIE PRIVATEN VERSICHERUNGSUNTERNEHMUNGEN NEBST DEN AUSFÜHRUNGSBESTIMMUNGEN UND DEN VERSICHERUNGSAUFSICHTSVORSCHRIFTEN DER SCHWEIZ UND VON ÖSTERREICH (Berlin, Carl Heymanns, 1920), § 8 Anm.1, § 14 Anm.2.

(41) Vgl. ENTWURF EINES GESETZES ÜBER DIE PRIVATEN VERSICHERUNGS-UNTERNEHMUNGEN (Berlin, 1898), s.70-80.

(42) Vgl. PAUL ALEXANDER KATZ, GESETZ ÜBER DIE PRIVATEN VERSICHERUNGSUNTERNEHMUNGEN VOM 12. MAI 1901 (Berlin, Franz Vahlen, 1901), s.44-47, ALFRED MANES / OTTO HAGEN, DAS REICHSGESETZ ÜBER DIE PRIVATEN VERSICHERUNGSUNTERNEHMUNGEN VOM 12. MAI 1901, MIT ERLÄUTERUNGEN, 2.Aufl. (Tübingen, J.C.B. Mohr (Paul Siebeck), 1909), s.101-109.

なお、当時は、私保険事業者法14条に基づく監督官庁の認可は行政法的な効力を有するのみであり、移転会社が被保険者に対する債務を免れるためには、民法の規定に従い、被保険者の承諾があることが必要であると解されていたようであり (KATZ, a.a.O. Fn.42 s.46-47, MANES/HAGEN, a.a.O. Fn. 42 s.102)、民法の原則とは異なる例外的手続を利用するための要件として移転単位規制が課されていたと解することも難しい。もっとも、その後は、ドイツにおいても個々の被保険者の承諾は不要であると解されるようになっていく (G. E. FROMM / A. GOLDBERG, VERSICHERUNGSAUFSICHTSGESETZ UND BUNDESAUFSICHTSGESETZ (Berlin, Walter de Gruyter, 1966), s.295.個々の被保険者の承諾が必要であるとする下級審判例が現れたこともあるが (石田満「包括移転と保険契約者の保護」上智法学24巻3号 (1981年) 69頁参照)、現在の保険監督法14条5項では、債務引受に関し債権者の承諾を要求するドイツ民法典415条の適用が除外されている)。

Versicherungsunternehmen (Versicherungsaufsichtsgesetz – VAG)) が1975年にヨーロッパ共同体の損害保険第一指令 (73/239/EEC) ⁽⁴³⁾の国内法化のために改正された際に、上記の保険契約の移転単位規制は廃止され、ある事業者の保険契約ポートフォリオの全部または一部 (ganz oder teilweise) を他の事業者へと移転する契約について、監督当局の認可が必要なものとされている (ドイツ保険監督法14条1項) ⁽⁴⁴⁾。この改正の趣旨は、政府草案の理由書では、「ある種類の保険契約の全部を移転しなければならないという要件は、認可の際に行われているようにSparteを基準とするのか、これまでの実務や決算報告のようにZweigを基準とするのかという疑問を導きかねないため、削除した」ものであると説明されているが ⁽⁴⁵⁾、VersicherungssparteとVersicherungszweigは実務上同義語であると解されているようであり ⁽⁴⁶⁾、その意味は明らかではない。むしろ、政府草案の理由書も指摘しているように ⁽⁴⁷⁾、損害保険第一指令21条の表現に合わせることを主眼であったのではないかとも思われる。

このほか、1975年改正以前の注釈書においても、ある種類の保険契約を包括して移転するのではなく、個々の保険契約を移転する場合にはドイツ民法典415条により債務引受けに関して被保険者の承諾が必要であるとして、個々の保険契約の移転を認める記述がなされている ⁽⁴⁸⁾ ことなども考え合わせると、ドイツにおいても保険契約の移転単位規制には積極的な意義づけがなされてこなかったということができよう。

もっとも、1975年改正の政府草案理由書は、「"ganz oder teilweise"という表現は、移転の対象となる契約ポートフォリオが客観的な保険技術もしくは保険契約上の基準により識別されうるものであり、移転を目的として恣意的に構成されたものではないということを前提としている」とも述べている ⁽⁴⁹⁾。これは、「いいとこ取り」となるような分け方を問題とする金融審議会での指摘 ⁽⁵⁰⁾ に共通する観点であると思われ、保険契約の移転単位規制を緩和することに全く問題がないわけではないと考えられていたことも窺える。

3. 昭和14年改正時の議論とその後

以上のように、保険契約の包括移転制度が導入された明治45年改正の時も、また保険契

(43) 同指令は、ヨーロッパにおける損害保険市場の統合のために定められたものである。現在のEU指令における保険契約の移転に関する規律について、竹瀆修監修『EU保険関係指令の現状 (解説編)』(損害保険事業総合研究所、2006年) 73頁、102頁を参照。

(44) Bundesgesetzblatt, Teil I, 1975, 3139, 3141.

(45) Gesetzentwurf der Bundesregierung, Bundestags-Drucksache 7/3687, s.18.

(46) FRANK VON FÜRSTENWERTH / ALFONS WEIB, VERSICHERUNGS-ALPHABET, 10.Aufl. (Karlsruhe, VVW, 2001), s.708.

(47) Gesetzentwurf der Bundesregierung, a.a.O. Fn.45 s.18.

(48) G. E. FROMM / A. GOLDBERG, VERSICHERUNGS-AUFSICHTSGESETZ UND BUNDESAUFSICHTSGESETZ (Berlin, Walter de Gruyter, 1966), s.299.

(49) Gesetzentwurf der Bundesregierung, a.a.O. Fn.45 s.18.

(50) 前注22に対応する本文を参照。

約の移転単位規制に影響を与えた可能性のあるドイツにおいても、わが国の今日の議論にみられるような保険契約集団の維持や保険契約者間の公平性は問題とされていなかったようである⁽⁵¹⁾。この傾向は、大正15年に刊行された保険業法の概説書においても変わっていない⁽⁵²⁾。

これに対して、昭和14年の保険業法改正に結実した保険業法改正調査委員会の委員であった三浦義道は、同改正後の保険業法の概説書において、保険契約の移転単位規制の趣旨について、『責任準備金算出ノ基礎ヲ同ジクスル保険契約ノ全部』といふのは包括移転契約に於ては個々の契約を任意に選択して移転することを許さない一団の保険契約を移転しなければならぬ意味であり、「若しも任意に個々の保険契約を摘出して移転し得るとせば、其残存保険契約団体の危険は著しく増して来て団体的計算に立つ保険事業の経営上支障を生ずるが故に『責任準備金算出の基礎を同じふする』という『一団体』を包括的に移転すべきものとした」ものであり、「任意摘出を許さざる趣旨である」と説明している⁽⁵³⁾。筆者の調べた限りでは、これがわが国において保険契約の移転単位規制の趣旨を保険契約集団の維持に求めた初めての見解である。

三浦がこのような観点を主張するに至った背景は明らかではないが⁽⁵⁴⁾、昭和14年改正においては、保険会社による営業譲渡が禁止されたこと（昭和14年改正後保険業法127条）が注目される。保険会社の営業譲渡を禁止する理由としては、①保険会社においては保有契約を離れて営業譲渡を考えることはできないが、営業譲渡によって保険契約上の権利義務を移転するためには個々の契約者に対して移転の手続きを取る必要があるところ、保険業法上の保険契約の移転の手続きを取れば、極めて簡易に大体同様の目的を達することができること、②現に明治45年改正による保険契約の包括移転制度の導入後、保険会社の営業譲渡が行われたことはないこと、③保険会社による営業譲渡は、解釈上はほとんど実行不可能であるといわれているが、形式上任意にこれを行いうるようになっていたため、上記の趣旨を明らかにしたものであり、実質的に変更を加えたわけではないことが挙げられて

(51) ドイツの1975年保険監督法改正時に指摘されていた、移転対象保険契約の恣意的な選別という問題は、保険契約者間の公平性の確保という観点からとらえることもできるように思われるが、わが国の明治45年改正時にこのような議論が参照されていたわけではない。

(52) 南正樹『保険業法要論』（巖松堂書店、1926年）は、わが国の保険契約の移転単位規制は外国の立法例と異なるものであると指摘しつつ（107頁）、その趣旨を述べてはいない。なお、個別の承諾による契約移転の可能性とその不便さについては、言及はない。

(53) 三浦義道『改正保険業法解説』（巖松堂書店、1940年）262－263頁。

(54) 保険契約集団の維持という観点は、保険契約の包括移転に関する異議申立手続が、一定以上の異議が集まった場合には異議を述べていない保険契約者に係る保険契約の移転までもが禁止されるという集団的な処理を採用していることから導かれうるようにも思われるが、三浦自身は、この点に特に着目していないように思われる（三浦・前掲（注53）270－272頁参照）。明治45年改正時の文献も同様である（島村・前掲（注28）保険評論5巻4号付録9－10頁、松本・前掲（注29）679頁、野守・前掲（注32）11－12頁等参照）。

いる⁽⁵⁵⁾。

この最後の点が、保険契約者の承諾による個別の保険契約の移転を禁止する趣旨であるのかは定かではない。もっとも、三浦は、「解釈上の疑義を生ずるから明瞭にただけで包括移転の制度の生じた理由から見れば当然此ことは明であるが改正と同時に明にしたにすぎない」と述べている⁽⁵⁶⁾。このように営業譲渡の禁止を保険契約の包括移転制度の趣旨と結び付けた理解を示している一方で、保険契約の包括移転制度の必要性について、松本や野守のような個々の保険契約者の承諾を取ることの不便さを挙げてはおらず⁽⁵⁷⁾、上記のように保険契約集団の維持という観点を前面に出していることを考え併せると、営業譲渡の禁止を媒介として、保険契約の包括移転制度の位置づけが修正された可能性があるように思われる⁽⁵⁸⁾。

また、上記のような三浦の見解が受容される一方で⁽⁵⁹⁾、昭和61年には、大蔵省銀行局保険部による保険業法の解説において、「同種一団の契約のうち一部分だけが移転されることになれば契約者等保険契約に基づく債権を有する者の間に不衡平を生ずるおそれがあり、保険契約の付合契約性、多数性の観点からも望ましくない」として新たな趣旨の説明がなされるに至っているが⁽⁶⁰⁾、後者の観点が示された背景も明らかではない。

その後の文献には、残存保険契約団体の危険の増加を防止するための保険契約集団の維持の必要性のみを趣旨として挙げるもの⁽⁶¹⁾、保険契約者間の不公平のみを問題とするもの⁽⁶²⁾、その両方を挙げるもの⁽⁶³⁾が混在している。

(55) 第74回帝国議会衆議院保険業法改正法律委員会議録（速記）第2回（昭和14年2月28日）5頁（牧樽雄政府委員（商工省保険局長）による説明）。

(56) 三浦・前掲（注53）288頁。

(57) 関西保険業法研究会「保険業法逐条解説（XVIII）」文研論集112号（1995年）117頁、167頁注1〔前田雅弘〕は、三浦の議論を実務的な不便さを問題とするものと理解しているようである。

(58) 営業譲渡の禁止は、保険会社の業務範囲の拡大を受けて、平成7年の保険業法改正時に廃止され、内閣総理大臣の認可を条件として行いうることとされている（安居・前掲（注2）457-458頁）。なお、保険契約の移転を含む事業譲渡については、保険契約の包括移転に係る手続にも従う必要があると解されているが（安居・前掲（注2）458頁注4）、これが保険契約者の同意により個別の保険契約を移転することを禁止する趣旨であるのかは不明瞭である。

(59) 青谷和夫編『コンメンタール保険業法（下）』（千倉書房、1974年）189頁〔黒田俊顕〕。なお、青谷・前掲（注59）198頁〔井出洵〕は、異議申立手続において一定以上の異議が集まった場合には異議を述べていない保険契約者に係る保険契約の移転までもが禁止されることについて、「異議申立者に対し、株式会社の営業譲渡の際の株式買取請求権…に類似する特別の権利を与えることも考えられるが、保険契約の包括移転という性格上、制度的に移転自体をできないものとしたのである」と述べており、集団の処理がなされることに着目している。

(60) 保険業法研究会編『最新保険業法の解説』（大成出版社、1986年）135頁。

(61) 保険研究会編『コンメンタール保険業法』（財経詳報社、1996年）218頁。

(62) 関西保険業法研究会・前掲（注15）167頁〔梅本剛正〕。

(63) 関西保険業法研究会・前掲（注57）131頁〔竹濱修〕、安居・前掲（注2）450-451頁、511頁。

4. 小括

保険契約の移転単位規制の趣旨は、明治45年の保険契約の包括移転制度の立法当時においても明確には論じられておらず、移転単位規制の沿革であると思われるドイツ法に遡っても、これを明らかにすることはできなかった。もっとも、保険契約の包括移転制度の必要性に関する議論を合わせ読むと、保険契約の移転単位規制の意義は、保険契約者の同意がなくとも保険契約を移転できるという例外的な手続を必要性の高い範囲で限定的にのみ認めるといった点にあったように思われる⁽⁶⁴⁾。

また、おそらく移転単位規制の立法時の趣旨が明確にされていなかったことが一因となって、後付けの形で、保険契約集団の分割による移転会社の健全性悪化の防止や移転先会社に移転される保険契約者と移転会社に残される保険契約者間の公平性（衡平性）の確保という趣旨が移転単位規制に読み込まれていったと考えられる。保険契約者の承諾による個別の契約の移転の可否が不明確であるのは、保険契約集団の維持や保険契約者間の公平性の確保という趣旨が当初から意識されていたわけではなく、またそれが主張されるに至った経緯も不明瞭であることにもよるものであろう。

以上のような理解が正しいとすれば、保険契約の移転単位規制の緩和に関しては、まず保険契約者の同意によらずに保険契約を移転できる手続の利用をどの範囲で認めるかということが重要な問題となるといえよう⁽⁶⁵⁾。今日においては、保険契約の移転単位規制の緩和によって販売チャネル等を単位とした事業再編等が可能となると主張されているが、このような事業再編による保険会社の効率性の向上の結果として保険料の低下等が行われるとしても⁽⁶⁶⁾、経営の悪化した保険会社の解散による保険契約の消滅の回避という保険契約の包括移転制度の導入当初において想定されていた利用態様⁽⁶⁷⁾と比較すると、保険契約者の享受する利益が間接的であるようにも思われる。他方で、機動的な事業再編による効率性の向上はわが国の現在の保険業界にとって重要な課題であることも否定し難い。このような場合にも広く民法上の原則の例外に当たる手続の利用を認めるべきか否かは、当該手続の原則からの乖離の度合いにも依存しよう。そのため、保険契約の移転単位規制の緩和に関しては、その意思に反して自らの契約を移転される保険契約者に対してどのような保護を与えるかということも合わせて考える必要があると思われる⁽⁶⁸⁾。

(64) 東京海上日動火災保険株式会社・前掲（注5）635頁も、保険契約の移転単位規制は「破綻を念頭に置いた規定」と説明している。

なお、ドイツの初期の文献には契約の移転には保険契約者の承諾が必要であると解していたものもあり、本文の説明が初期のドイツにおいてもあてはまるわけではないことについて、前注42を参照。

(65) 平成19年の金融審議会における岩原紳作の議論（前注24に対応する本文を参照）は、このような観点から評価することができよう。

(66) ただし、筆者には、その程度の高低を評価する能力はない。

(67) 島村・前掲（注28）保険評論5巻2号8-9頁、野守・前掲（注32）1-2頁。

(68) 平成19年の金融審議会における山下友信の議論（前注25に対応する本文を参照）は、このような観点から評価することができよう。

また、これまでの検討からは、保険契約集団の維持や保険契約者間の公平性の確保という観点を考慮する必要性自体が否定されるには至らないとしても、それへの対処の方法が保険契約の移転単位規制に限られるわけではないということが示唆される。また、特に後者については、具体的に何に関する公平性を問題としているのかが明らかとされていなかったが、代替的な規制手法を検討するに際しては、この点を具体化する必要があると思われる。

以下では、このような整理を前提として保険契約の移転単位規制の緩和の是非やその場合の規制の在り方を検討することとするが、その前に、諸外国における保険契約の包括移転に相当する手続に関する規制を概観し、参考とすることとしよう。ここでは、わが国の移転単位規制の淵源となった可能性のあるドイツと、既に移転単位規制の緩和を主張する論者によって比較対象として紹介されているイギリス（連合王国）およびアメリカを取り上げる⁽⁶⁹⁾。

IV. 諸外国の制度の概観

1. ドイツ

ドイツの保険監督法14条は、保険契約ポートフォリオの移転（Bestandübertragung）について規律している⁽⁷⁰⁾。前述したように、現在においては、この手続きによって保険会社の有する保険契約ポートフォリオの全部または一部を移転できるものとされており（同条1項第1文）、一部移転の場合の移転対象契約は客観的な保険技術もしくは保険契約上の基準により識別されたものでなければならないと解されてはいるが、それ以上の移転単位規制は存在していない⁽⁷¹⁾。また、移転会社の権利義務は、保険契約ポートフォリオの移転によって、保険契約者との関係でも、保険契約者の同意なくして移転先会社に移転するもの

(69) 独・英・米を含む27か国についての比較法調査として、IBA Insurance Committee Substantive Project 2010, Insurance Portfolio Transfers: “Move On and Let Go”, available at <http://www.ibanet.org/Document/Default.aspx?DocumentUid=CC04FD0A-63F5-42C1-B0AA-8CB11FAA6B62> (last visited, 2011/10/14)がある。なお、わが国の保険契約者による異議申立手続はスウェーデン法およびデンマーク法に由来するものであるが（野守・前掲（注32）6-7頁、南・前掲（注52）116-117頁参照）、いずれの国においても、今日では同様の異議申立手続は維持されておらず、移転対象契約者による異議は当局の認可に際して考慮されるものの、契約移転を否定する効果は認められていないようである（IBA Insurance Committee Substantive Project 2010, supra note 69 at 48, 149）。

(70) 保険契約ポートフォリオの移転は、苦境にある保険会社の救済以外にも保険会社または保険会社グループの再編等の目的で行うことができるとされている（ERICH PRÖLSS / HELMUT KOLLHOSSER, VERSICHERUNGSAUFSICHTSGESETZ, 12.Aufl. (München, C.H.Beck, 2005), § 14 Rdn.1, Rdn.18 (Präve).)

(71) PRÖLSS / KOLLHOSSER, a.a.O. Fn.70 § 14 Rdn.4 (Präve).

とされている（同条5項）⁽⁷²⁾。

このようなドイツの制度の下では、保険契約者や被保険者の利益の保護は、保険契約ポートフォリオの移転の契約についての、この契約の当事者である保険会社を管轄する監督当局（ドイツ国内の場合には連邦金融サービス監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht: BaFin）もしくは各州の監督当局⁽⁷³⁾）の認可（同条1項第1文）に委ねられていることになる。この認可は、被保険者の利益が保護されており⁽⁷⁴⁾、保険から生じる義務が永続的に履行可能であることが証明されている場合⁽⁷⁵⁾⁽⁷⁶⁾に与えられるものとされている（同条1項第2文）。また、以上の規律では移転される保険契約の被保険者の利益が十分に保護されているとはいえず、連邦基本法14条1項の財産権の保障に反しているとした2005年7月26日の連邦憲法裁判所判決を受けて、2007年の保険監督法改正により認可要件として以下の点が追加されている⁽⁷⁷⁾。まず、保険契約ポートフォリオの移転によって相互会社の社員が社員権の全部または一部を失う場合には、移転先会社が相互会社であって移転される保険契約者が移転先会社の社員になる場合を除き、保険契約ポートフォリオの移転契約が適切な代償を定めている場合にのみ、認可が与えられるものとされて

(72) このような規律が採用されている理由としては、個別の保険契約者の同意を条件としていたのでは、保険契約ポートフォリオの移転が実務的に困難になってしまうということが挙げられている（PRÖLSS / KOLLHOSSER, a.a.O. Fn.70 § 14 Rdn.41 (Präve)）。また、個別の契約を移転する場合には、保険契約ポートフォリオが問題となるのではないため、保険監督法14条は適用されないと解されている（PRÖLSS / KOLLHOSSER, a.a.O. Fn.70 § 14 Rdn.4 (Präve)）。

(73) PRÖLSS / KOLLHOSSER, a.a.O. Fn.70 § 14 Rdn.22 (Präve)。

(74) ここでいう被保険者の利益については、従来の保険監督実務と関連する判例によって十分に具体化されているため、条文上のさらなる具体化は必要ないと考えられている（Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Neunten Gesetzes zur Änderung des Versicherungsaufsichtsgesetzes, Bundestags-Drucksache 16/6518, s.12）。たとえば、保険契約ポートフォリオの移転によって被保険者の法律上の地位または事実上の地位が問題視すべきほど悪化してはならず（現状が維持されれば十分であり、現状が改善される必要はない）、そのため保険契約ポートフォリオのみを移転することはできず、それに対応する資本・負債の部と資産の部、つまり対応する保険技術上の引当金とそれをカバーする投資とともに移転しなければならないと解されている（PRÖLSS / KOLLHOSSER, a.a.O. Fn.70 § 14 Rdn.25f. (Präve)）。

(75) ドイツ国内の保険会社がその他のEU加盟国または締約国に本店を有する保険会社に対して保険契約ポートフォリオを移転しようとする場合には、移転先会社が保険契約ポートフォリオの移転後においてソルベンシー・マージンに相当する額の自己資本を有していることの移転先会社を管轄する監督官庁による証明がある場合に限り、移転会社を監督する監督官庁は認可を与えるものとされている（保険監督法14条2項第1文、同項第2文1号、同項第3文）。2007年の保険監督法改正前は同様の要件がドイツ国内の保険会社への移転についても課せられていたが、現在では保険から生じる義務の永続的な履行可能性の証明という要素に含まれるものと整理されている（Gesetzentwurf der Bundesregierung, a.a.O. Fn.74, s.12）。

(76) 救済目的での保険契約ポートフォリオの移転で、移転会社の側での保険技術上の引当金と保険料積立金が不足しているような場合には、移転先会社がこの不足分を埋め合わせることができなければならないと解されている（PRÖLSS / KOLLHOSSER, a.a.O. Fn.70 § 14 Rdn.23 (Präve)）。

(77) Gesetzentwurf der Bundesregierung, a.a.O. Fn.74, s.12。

いる（同条3項）⁽⁷⁸⁾。また、剰余金配当を受ける権利のある保険関係が対象となっている場合には、移転会社の被保険者および移転先会社の被保険者⁽⁷⁹⁾の剰余金配当を受ける権利の価値（die Wert der Überschussbeteiligung）が保険契約ポートフォリオの移転の前後で減少しない場合にのみ、認可が与えられるものとされている（同条4項第1文）⁽⁸⁰⁾。

監督当局による認可は、連邦官報において公表され、また移転先会社は保険契約ポートフォリオの移転が効力を生じた後に保険契約者に対して移転の原因・形態・効果に関する情報を提供しなければならないものとされている（保険監督法14条7項）。

以上のように、ドイツの保険契約ポートフォリオの移転制度は、個々の保険契約者や被保険者に異議を述べる機会をまったく与えずに保険契約を移転することを可能とする、民法上の原則に対する強力な例外を認める手続であり、その利用は目的や移転単位規制によって制約されてはいない。このような効果を正当化する役割を担っているのが監督当局の認可であるが、認可の要件に関する議論からは、主に移転会社から移転先会社へと移転される保険契約者の保護、特に移転先会社の保険金支払能力の確保や移転会社に留まっていたとすれば受けられたであろう配当の確保に主眼が置かれているように見受けられる。もっとも、一部の保険契約のみを移転する場合の移転する契約の選別基準の客観性も（明文の要件はないものの）重視されていることから、移転会社に残される保険契約者の利益も考慮されていないわけではないと考えられる⁽⁸¹⁾。

(78) 相互会社の保険契約の包括移転に関するドイツの従前の議論については、出口正義「保険契約の包括移転に関する一考察—相互会社の株式会社への包括移転を中心として」損害保険研究59巻2号（1997年）179頁を参照。また、わが国の議論について、丸山高行＝山本到「包括移転による相互会社の株式会社化（I－IV）」商事法務1490号39頁、1491号18頁、1492号23頁、1496号20頁（いずれも1998年）を参照。

(79) 移転先会社の被保険者の剰余金配当を受ける権利の価値が問題とされている理由は、2007年改正の政府草案理由書において、自らの承諾なしに監督当局の認可によって契約を移転されることが私的自治への侵害となるために移転させられる保険契約の被保険者の保護が必要であるという連邦憲法裁判所の論理は、移転先会社の被保険者には当てはまらないが、連邦基本法14条1項に基づく立法者の保護義務はすべての被保険者に対するものであるからと説明されている（Gesetzesentwurf der Bundesregierung, a.a.O. Fn.74, s.12）。

(80) 剰余金配当を受ける権利の価値の減少の有無を判断するには、移転される保険関係が移転会社のもので継続したと仮定した場合の移転会社の資産の部および負債・資本の部と、移転対象の保険関係が移転先会社に移転されたと仮定した場合の移転先会社の資産の部および負債・資本の部とを、それらが剰余金配当に影響を与える限り、それぞれに付されるべき時価において比較しなければならないものとされている（保険監督法14条4項第2文）。また、剰余金配当を受ける権利の価値は将来の期待利益に依存するため、移転先会社は、基本的に少なくとも従来の移転会社と同水準の利益を見込んでいる必要がある、これは通常重要な剰余金の源泉も移転される場合にのみ可能となると指摘されている（Gesetzesentwurf der Bundesregierung, a.a.O. Fn.74, s.13）。

(81) 条文上も、保険金支払義務の履行可能性や配当の確保が、移転会社から移転先会社に移転される保険契約にのみ要請されているわけではない。

2. イギリス⁽⁸²⁾

イギリスでは、保険事業の事業譲渡の中で保険契約の移転が行われている⁽⁸³⁾。保険事業の譲渡には、金融サービス・市場法（Financial Services and Markets Act of 2000）の第7編が適用されることとなるが、そこには保険契約の移転単位に関する規制はなく、以下のような規律が設けられている。

まず、保険事業譲渡の計画は、これを承認する裁判所の命令がないと効力を生じない（同法104条、111条1項）。そして、この承認の申請は、高等法院に対して（同法107条4項）、事業譲渡計画報告書（scheme report）を提出してするものとされている（同法109条1項）。この事業譲渡計画報告書を作成できるのは、金融サービス機構（Financial Services Authority: FSA）が必要な能力を有する者として推薦または承認した独立専門家（independent expert）⁽⁸⁴⁾に限られており（同法109条2項）、事業譲渡計画報告書はFSAの認める様式によらねばならないものとされている（同法109条3項）。また、裁判所に事業譲渡契約の承認を申請した場合には、裁判所が例外を認めない限り、その旨を譲渡会社および譲受会社のすべての保険契約者に通知をしなければならないものとされており⁽⁸⁵⁾。そして、FSAは、契約移転について検討するための十分な情報と時間を保険契約者に与えるために、この通知と裁判所による審問の期日との間には通常6週間以上の期間を置くべきであり⁽⁸⁶⁾、また通知には事業譲渡計画の内容と事業譲渡計画報告書の要旨が記載されているべきであるとしている⁽⁸⁷⁾。

事業譲渡計画報告書の内容としては、FSAのハンドブックにおいて、独立専門家の中立性や能力に関する事項や事業譲渡計画の目的や条件の概要等、様々な項目が定められているが⁽⁸⁸⁾、特に重要な項目であると思われるのが、事業譲渡計画が譲渡会社から譲受会社に移転される保険契約者、譲受会社に移転されない譲渡会社の保険契約者、譲受会社の元々

(82) イギリスの制度について、詳しくは野口・前掲（注4）211-220頁を参照。

(83) 保険会社は、事業譲渡によって事業活動をより効率的に営み、自らと顧客の利益に資することができると考えられている（（FSA Handbook, Supervision, Chapter 18 (available at <http://fsahandbook.info/FSA/html/handbook/SUP/18>, last visited 2011/10/14), 18.2.1)。

(84) FSAが作成したハンドブックにおいては、独立専門家は、その独立性を裁判所に疑わせしめるような譲渡会社または譲受会社との直接・間接の利益や関係を有しておらず、また譲渡の対象とされている保険事業の種類に応じた知識と経験を有していることが必要であり、生命保険事業の譲渡の場合には常に、また損害保険事業の譲渡の場合にも原則として、アクチュアリーでなければならないとされている（FSA Handbook, *supra* note 83, 18.2.15, 18.2.16, 18.2.17)。

(85) FSA Handbook, *supra* note 83, 18.2.42.

(86) FSA Handbook, *supra* note 83, 18.2.46.

(87) FSA Handbook, *supra* note 83, 18.2.48.

(88) FSA Handbook, *supra* note 83, 18.2.33.この他に記載が要求されているのは、事業譲渡計画報告書の範囲、事業譲渡計画報告書の作成に用いた資料や情報、保険契約者の事業譲渡計画に対する評価に影響し得るが独立専門家が考慮していない事由がある場合にはその内容、独立専門家の意見についての理由の概要である。

の保険契約者のそれぞれに与える影響に関する独立専門家の意見である⁽⁸⁹⁾。この意見には、①事業譲渡が行われた場合と行われなかった場合の影響の比較、②独立専門家が代替案を検討した場合にはその内容、③保険契約者がその種類によって異なる影響を受ける場合にはその違いについてのコメント、④事業譲渡計画が保険契約者の契約上の権利の保全に与える影響（たとえば、保険会社が支払不能になる確率とその場合に生じ得る影響）についての独立専門家の意見、⑤保険契約者の契約上の権利の保全、保険契約者に対するサービスの水準、生命保険事業（long-term insurance business）における保険契約者の合理的な期待（policyholders' reasonable expectations）⁽⁹⁰⁾に影響を与えることとなるような、事業譲渡計画の資産運用、新規事業戦略、管理の在り方、経費水準、企業価値評価の基礎に対する影響、⑥保険契約者の契約上の権利の保全や生命保険事業における保険契約者の合理的な期待に影響を与えることとなるような、事業譲渡計画の経費や税金への影響が含まれていなければならないものとされている⁽⁹¹⁾。また、生命保険事業の譲渡の場合には、事業譲渡計画報告書には、①保険契約者の保険会社の利益への参加権の性質と価値に対する事業譲渡計画の影響、②この権利が事業譲渡計画によって希釈化される場合には、集団としての保険契約者に提供される補償（資金の注入、株式の割当、現金の支払等）により希釈化が埋め合わせられる度合いと、その点についての保険契約者の種類・世代による区別の程度と方法が衡平なものであるか否か、③配当や解約返戻金等の無保証利益の額および裁量性の保険料の額の決定方法に対して事業譲渡計画が及ぼし得る影響、④譲渡会社もしくは譲受会社の保険契約者にとって不利となるような③の事項についての決定方法の事後的変動に対する事業譲渡計画上の予防措置、⑤事業者である生命保険契約者の合理的な期待に対して事業譲渡計画が及ぼし得る影響についての独立専門家の全体的な評価、⑥譲渡会社および譲受会社のそれぞれについて事業譲渡計画がすべての種類・世代の保険契約者を衡平に扱っていると独立専門家が考えているか否か、⑦譲渡会社および譲受会社のそれぞれについて事業譲渡計画の計画通りの実施を確保するための十分な予防措置（財務管理の原則やアクチュアリーによる証明書）が事業譲渡計画上講じられているか否かについての独立専門家の意見が含まれていなければならない⁽⁹²⁾。

以上の事業譲渡計画報告書の提出を受けた裁判所は、FSA⁽⁹³⁾や事業譲渡計画の実施により不利益を受けると主張する者に審問の機会を与えた上で（同法110条）、譲受会社が事業

(89) FSA Handbook, supra note 83, 18.2.33 (11).

(90) 「保険契約者の合理的な期待」とは、保険契約者に対する配当の額を保険会社が裁量によって決定し得る場合等に保険契約者の取扱いに不公正な差が設けられることを抑制するための理論であり、近時は保険契約者の公正な取扱いという表現が用いられることもある。『2004生命保険用語英和辞典』（生命保険文化センター、2004年）651頁参照。

(91) FSA Handbook, supra note 83, 18.2.36.

(92) FSA Handbook, supra note 83, 18.2.39.

(93) FSAが事業譲渡計画に反対するか否かを決定する際に考慮する要素については、FSA Handbook, supra note 83, 18.2.51, 18.2.53を参照。

譲渡を考慮に入れた上で必要なソルベンシー・マージンを有していることを証する譲受会社の監督当局の証明書が取得されており（同法111条2項(a)、付表12第2条）、またすべての状況を考慮して適切であると判断した場合には（同法111条3項）、事業譲渡計画を承認する命令をする⁽⁹⁴⁾。

事業譲渡計画を承認する命令をした裁判所は、裁判所が事業譲渡計画を承認した旨および保険契約者は裁判所が定める期間中は保険契約を解除することができる旨の通知を譲受会社に命じなければならない（同法114条1項2項3項）。そして、この期間中に解約した保険契約者は事業譲渡契約を承認する裁判所の命令に拘束されない（同法114条4項）。

以上のイギリスの規律をドイツのそれと比較すると、まずイギリスにおいては保険契約者に対して裁判所の審問をうける権利が与えられ、また裁判所が事業譲渡計画を承認した場合であっても保険契約を解除することにより自らの意思に反した保険契約の移転を拒むことが認められている点が注目される。もっとも、保険契約の継続を望む場合には裁判所の承認を受けた事業譲渡計画による保険契約の移転を拒むことはできず、この点でドイツと大きな違いはない。また、事業譲渡計画報告書の記載事項からは、裁判所の承認に際して、譲渡会社から譲受会社に移転される保険契約者のみならず、譲受会社に移転されない譲渡会社の保険契約者や譲受会社の元々の保険契約者の利益もが正面から考慮されており、また保険会社の支払能力のほか、保険契約者の配当に対する合理的な期待や保険契約者に対するサービスの水準への影響も考慮されていると考えられることも特徴的であると言えよう。

3. アメリカ⁽⁹⁵⁾

アメリカにおいては、保険契約の移転は、総括引受再保険（assumption reinsurance）という形式によって行われることが多いようである。アメリカの保険に関する法規制は州・法域によって異なっており、そのすべてを網羅的に紹介することはできないため、ここでは全米保険監督長官協会（National Association of Insurance Commissioners）の総括引受再保険モデル法（Assumption Reinsurance Model Act (Model 803)）⁽⁹⁶⁾を検討する⁽⁹⁷⁾。

(94) この承認の命令に際しては、裁判所は、譲渡会社の事業・資産・責任の移転や譲受会社の株式や社債等の割当などに関する条項を追加することができる。金融サービス・市場法112条1項。

(95) アメリカの制度について、詳しくは野口・前掲（注4）220-223頁を参照。

(96) このモデル法は、17の州で採択され、もしくは類似の制度が定められている（野口・前掲（注4）225頁注37参照）。

(97) アメリカにおいて保険契約の移転に用いる手法としては、総括引受再保険のほかにも、填補再保険（indemnity reinsurance）と呼ばれるものがあり、手続の簡便性から通常は後者が選択されているとのことであるが（IBA Insurance Committee Substantive Project 2010, supra note 69 at 171）、填補再保険の場合には移転会社は保険契約者に対して責任を負担し続けるものとされており、わが国における保険契約の包括移転とは異なる効果を有する制度であると考えられるため、本稿での検討の対象とはしていない。

まず同法にいう「総括引受再保険契約」とは、移転会社（transferring insurer）の保険契約上の債務・リスクのいずれかまたは両方を移転先会社（assuming insurer）に移転し、移転会社の契約上の債務・リスクを消滅させ、移転先会社が保険契約者に対して直接責任を負うようになる保険契約の更改を意図した契約のことを言う（同法3条B項）。ここでも、移転・更改の対象とされる保険契約の単位についての規制は存在していない。

この総括引受再保険契約による保険契約上の債務・リスクの移転には、保険監督長官の事前の承認が必要とされている（同法4条B項(1)）。この承認に際しては、移転会社と移転先会社の財務状況と契約移転の両者の財務状況への影響、移転先会社の経営陣の能力・経験・品位、移転先会社の移転される契約の管理についての計画、契約の移転が移転会社の保険契約者および移転先会社の保険契約者にとって公正かつ合理的なもの（fair and reasonable）⁽⁹⁸⁾であるか、後述する保険者による移転の通知が公正かつ適切なものであり、ミスリーディングなものでないか、といった要素が、その他の当該状況の下で保険監督長官が適切であると考えられる要素と併せて考慮されなければならないものとされている（同法4条B項(4)）。

また、保険契約者はこのような契約の移転と更改を拒絶することができ（同法5条A項）、保険契約者が契約の移転を承諾した場合に、引受再保険契約によって移転会社が保険契約上のすべての債務・リスクから解放され、移転先会社直接かつ唯一の債務者となる（同法6条）⁽⁹⁹⁾ものとされている。

この拒絶の機会を確保するために、移転会社は移転・更改の対象となる各保険契約者に移転を通知しなければならず（同法4条A項(1)）、この通知には、契約の移転と更改に対する承諾または拒絶の意思表示に用いることができる返信用葉書（住所記載済みで郵便料金支払済みのもの）を同封しなければならないものとされている（同法4条A項(4)）。そして、この通知には、①契約の移転と更改が行われる日付、②移転会社と移転先会社の名称・住所・電話番号、③保険契約者は契約の移転と更改に同意または拒絶する権利を持つ旨、④上記の承諾または拒絶のための手続と期限、⑤上記の承諾または拒絶が保険契約者の権利に与える影響の要旨、⑥移転先会社が保険契約者の居住する州において移転される契約と同種の保険契約についての免許を有している旨、⑦移転会社の担当者の氏名と住所、⑧保険契約者が移転先会社の財務状況に関する追加的情報を請求できる保険監督当局の住所と電話番号、⑨移転会社および移転先会社についての財務情報（2社以上の全国的に認知されている格付機関からの直近5年間の格付と格付の意味の説明、直近3年分の年末時点で

(98) 野口・前掲（注4）221頁では、“fair and reasonable”に対し「公平」という訳語があげられている。

(99) 保険契約者が契約の移転を拒絶した場合の効果は、明確には規定されていないが、当該保険契約者の契約のみが移転されずに、移転会社にとどまることになるものと考えられる。この場合に、移転会社と移転先会社との間で、当該契約について、移転会社が保険契約者に対する直接の債務者である一般の再保険契約が締結されたものとして扱われるか（野口・前掲（注4）223頁）否かは、移転会社と移転先会社との間の契約の解釈によることになると思われる。

の貸借対照表と直近の四半期報告書の時点での貸借対照表、前年の年次報告書の補足資料とされた経営者による財政状態および経営成績の検討と分析（MD&A）、契約を移転する理由）が含まれていなければならないものとされている（同法4条A項(2)）。

契約の移転と更改を拒絶しようとする保険契約者は、前記の返信用葉書その他の書面でその意思を表示する必要がある（同法5条A項）。他方で、保険契約者が上記の契約の移転の通知から24ヶ月以内に移転先会社に対して保険料を支払った場合には、契約の移転の承諾があったものとみなされる（ただし、保険料の請求通知が移転先会社への保険料の支払は契約の移転の承諾とみなされる旨を明記していた場合に限られる）（同法5条B項）。また、上記の契約の移転の通知から24ヶ月が経過しても、契約の移転と引受に対する明示的な承諾または拒絶がなく、保険料の支払による承諾の擬制も生じていない場合には、移転会社は上記と同様の契約の移転の通知を再度しなければならず、この再度の通知から1ヶ月が経過した場合には保険契約者は承諾したものと擬制される（同法5条C項）。

なお、以上の手続は、保険会社について裁判所の命令による清算手続もしくは再建手続が開始されている場合には適用されず（同法2条B項(4)）、また、保険会社が危機的な財務状況にあると保険監督長官が認めるか、保険会社の再建・保全を目的とした行政手続が開始されている場合で、保険契約の移転が保険契約者にとって最善であると保険監督長官が判断した場合にも、以上の手続によらずに保険契約の移転と更改の効力を生じさせることができる（同法7条）。

以上の総括引受再保険モデル法の規律は、保険会社の破綻以外の局面においては、契約の移転には契約者の同意が必要であるという契約法上の原則を強く意識して、保険契約者が移転を拒絶した場合には保険契約の移転の効果を認めない点で⁽¹⁰⁰⁾、ドイツやイギリスの制度と大きく異なっている。また、保険契約者は様々な観点から移転を拒絶する可能性があるが、保険契約者に対して移転会社および移転先会社の財務状況に関する情報の提供を手厚く保証していることから、総括引受再保険モデル法自体は、保険金の支払可能性の低下が保険契約者の主たる関心事であると想定しているものと考えられる。

また、監督当局による事前の承認⁽¹⁰¹⁾においては、挙げられている考慮要素からは、移転先会社に移転させられる保険契約者のみならず、移転会社に残される保険契約者や移転先会社の元々の保険契約者の保険金の支払可能性に関する利益や、保険金の支払可能性以外の点（契約者向けのサービス等）についての移転させられる保険契約者の利益の保護が意

(100) ニューヨーク州は総括引受再保険モデル法を採択していないが、同州においても、コモンロー上、総括引受再保険によって移転会社のすべての権利義務を移転先会社に移転するためには保険契約者の承諾が必要であり、ただこの承諾は移転先会社への保険料の支払等の事情から推認されうると考えられているとのことである。State of New York, Insurance Department, OGC Op. No. 08-07-15 (available at <http://www.dfs.ny.gov/insurance/ogco2008/rg080715.htm>, last visited 2011/10/14).

(101) なお、ニューヨーク州においても、総括引受再保険については、当局の承認が必要とされているとのことである（IBA Insurance Committee Substantive Project 2010, supra note 69 at 171）。

識されているように思われる。なお、移転会社の保険契約者および移転先会社の保険契約者にとっての公正性・合理性という考慮要素が具体的に何を問題としているのかは定かではないが、移転先会社の元々の保険契約者も対象に含まれていると思われるため、わが国の議論のように、ある種類の保険契約の契約者のうち移転させられる者と残される者との公平さを問題としているわけではないように思われる。

V. 保険契約の移転単位規制の緩和と保険契約者の利益の保護

1. 検討の枠組み

以上のように、ドイツ・イギリス・アメリカのいずれの国の保険契約の包括移転に相当する制度においても、日本のような移転単位規制は存在しておらず、またその利用も保険会社の破綻の場合に限定されてはいなかった。そして、その手法はそれぞれ異なるものの、どの主体（移転会社から移転先会社へと移転させられる保険契約者、移転会社に残される保険契約者、移転先会社の元々の保険契約者）のどのような利益（保険金の支払可能性、保険契約者に対するサービス、配当への期待等）を問題とするのかということ具体的に意識し得るような規制がなされていたと評価することができるように思われる。

そこで、以下では、わが国においても保険契約の移転単位規制を廃止とした場合に、いかなる規制がなされるべきかということ、移転会社から移転先会社へと移転される保険契約者、移転会社に残される保険契約者、移転先会社の元々の保険契約者のそれぞれの利益の保護という観点から分けて、検討することとしたい（保険契約集団の維持や保険契約者間の公平性の確保という観点への対応は、それが問題となる箇所で言及する）。

2. 移転会社から移転先会社へと移転させられる保険契約者の保護

(1) 一律的・集団的な保護と個々の契約者の保護

まず、移転会社から移転先会社へと移転させられる保険契約者の保護の在り方について検討しよう。ドイツ・イギリス・アメリカの制度は、いずれの国においても行政機関または裁判所の認可が要件とされ、その中で移転させられる保険契約者の利益が考慮される点では共通していたが、これらの個々の保険契約者の意思をどの程度尊重するかという点については差異が存在していた。わが国の制度も、内閣総理大臣の認可が要求されている点（保険業法139条2項1号2号）ではこれらと同様であるが、移転させられる保険契約者の意思を反映する仕組みとして異議申立手続がある点ではドイツと異なっている。他方で、一定数の異議が集まらない場合には何の効果も生じず、逆にこれを超える異議が集まった場合には異議を述べなかった保険契約者の分も含めて保険契約の移転が禁止される点で、保険契約者ごとの解約または移転の拒絶を認めるイギリスやアメリカとも異なっている。

ドイツや日本の制度は、保険契約者の一律的・集団的な保護を志向するものであるということが出来るが、このような制度の下では、一律的・集団的な保護の水準に不満を抱く

個々の保険契約者の利益が保護されない点が問題となる。たとえば、保険会社の健全性は保険会社の選択に際しての重要な指標であるため、できるだけソルベンシー・マージン比率の高い保険会社を選択した保険契約者にとっては、当局が認可の要件として定めた水準以上のソルベンシー・マージン比率を移転先会社が有していたとしても、不満が残るところとなろう⁽¹⁰²⁾。

わが国の立法者が、解散する保険会社からの包括移転を主に想定していた明治45年改正の時点においても保険契約者の意思を異議申立手続という形で不十分ながら反映させようとしていたことから、保険契約の移転単位規制を緩和し、保険契約の包括移転制度の利用範囲を拡大する場合には、イギリスやアメリカのように個々の保険契約者の意思を反映するための仕組みの導入を検討する必要があるように思われる⁽¹⁰³⁾。

他方で、保険契約者が消費者である場合を想定すると、個々の保険契約者の意思の反映の機会が確保されていたとしても、保険契約者が自らの利害を適切に判断してその機会を行使できるとは限らないように思われる。イギリスやアメリカ、さらには日本において、保険契約者の解約・移転拒絶・異議申立ての機会とは別に裁判所や行政機関による認可が重視されているのも、この点に配慮したものであると考えられる。このため、移転される保険契約者の保護を考えるに際しては、保険契約者の意思を反映するための仕組みのみならず、内閣総理大臣の認可による保護の充実も併せて考える必要があるといえよう⁽¹⁰⁴⁾。

(2) 保険金の支払可能性の確保

それでは、個々の保険契約者の意思の反映を重視するとして、保険契約の包括移転に対する異議申立てにどのような効果を認めるべきであろうか。まず、ドイツ・イギリス・アメリカにおいて共通して意識されており、また保険契約者にとって最も重要な要素であると考えられる、保険契約の包括移転後に保険事故が発生した場合における移転先会社による保険金の支払可能性の確保について検討しよう。

この点については、まず、類似の状況である会社法上の会社分割における分割会社に対して債務の履行を請求することができなくなる分割会社の債権者についての債権者異議手続（会社法789条1項2号、810条1項2号）を参考にすることが考えられるが、将来において保険事故が発生した場合の保険金請求権の保全が問題であるとする、異議が述べら

(102) 平成19年の金融審議会においても、当局のソルベンシー・マージン比率等による監督が万全であるとはいえないという指摘がなされていた（前注25および前注26に対応する本文を参照）。

(103) 本文のような仕組みを導入した場合には、現在の異議申立手続のように、一定以上の異議が集まった場合に異議を述べていない保険契約者についての保険契約の移転をも否定する必要はなくなるといえよう。保険契約集団の維持という観点から、このような集団的な取扱いを基礎づけようとする向きもあるかもしれないが、その背後にある具体的な問題点について、以下の本文で検討するような個別の対処を考えればよいと思われる。

(104) 野口・前掲（注4）228頁。

れた時点で保険金債務を弁済することは考えられず⁽¹⁰⁵⁾、また同じく異議が述べられた時点で保険金相当額の担保の提供（会社法789条5項、810条5項参照）を移転元の保険会社に義務付けることは、保険契約者に対する保護として過剰であると思われる。また、異議を述べた保険契約者に対しては移転会社が保険金の支払いについて連帯責任を負うものとするとも考えられるが、保険事故が発生した場合には移転会社と移転先会社の両方に請求することができることとなると、保険契約者は異議を述べることで利益を受けるのみであるため、すべての移転対象契約者が異議を述べることとなりかねない。異議を述べた保険契約者に対する保護としては、移転会社のみが保険金を支払う責任を負うものとするればよいといえよう⁽¹⁰⁶⁾。

このような効果を導くためには、おそらくアメリカの制度が想定しているように⁽¹⁰⁷⁾、異議を述べた保険契約者に係る保険契約は移転先会社に移転しないものと構成することが考えられる。もっとも、この場合には移転会社に移転予定であった保険契約の一部が残存することとなる。移転会社は、移転できなかった保険契約の管理に関する事務の代行（保険業法98条1項1号、同法施行規則51条）を移転先会社に委託することができると考えられるが、これで保険契約の包括移転によって企図されていた事業運営の効率化等⁽¹⁰⁸⁾を十分に実現できるかという点を検討する必要がある。筆者は、この点について評価をする能力を有しないが、仮に上記のような事務の代行の委託では不十分であるとすれば、技巧的ではあるが、異議を述べた保険契約者に係る保険契約も移転先会社へと移転するものとした

(105) イギリスの制度は、保険契約の移転を望まない保険契約者に解約を認めているが、これにはその時点での解約返戻金を移転会社に対して請求できるようにするという機能があると言えよう。わが国においては、保険契約者はいつでも保険契約を解除できるものとされているが（保険法27条・54条・83条）、この保険法の規定は任意規定であると解されているため（萩本修『一問一答保険法』（商事法務、2009年）83頁）、約款によって保険契約者の任意解約権が制限されている場合には、保険契約の包括移転に異議を述べた保険契約者の解約権を認める意味があると考えられる（なお、商法上、保険契約者の任意解約権が責任期間開始前にのみ認められていた時期に、保険契約の包括移転に関して保険契約者の解約権を導入すべきだとしていた見解として、石田・前掲（注42）81-83頁がある）。

(106) 会社法上の債権者異議手続においては、債権者が異議を述べた場合であっても、「債権者を害するおそれがない」とときには弁済・担保提供等をする必要はないものとされている。保険契約の包括移転についても、類似の要件を設けることによって、移転会社が移転される保険契約者に対して責任を負うべき場合を限定することも考えられるが、保険事故の発生・時期に関する不確実性を考慮に入れた上で、このような判断をすることは容易ではないと思われる（保険株式会社の会社分割における債権者異議手続に関する保険業法173条の4第4項および第5項も参照）。また、移転会社と移転先会社とのソルベンシー・マージン比率の差が一定範囲以内である場合といったような形式的基準を代わりに用いることも考えられるが、この基準値が低ければ過剰な保護となる一方で、その基準値には達しないが移転先会社の資力には疑問があると考えられる保険契約者の保護にはならないという限界がある（そもそも、数量的な基準値を設けるのであれば、個々の保険契約者の異議を待つまでもなく、当局による認可の中で対応すべきであるとも考えられる）。

(107) 前注99を参照。

(108) 前注5に引用した文献を参照。

上で、当該契約に係る保険金の支払債務を移転会社のみが負担するものと構成することが考えられよう。

また、異議申立手続を実効的なものとするためには、それに関する情報提供も充実させる必要があると思われる。現行法のもとで提供される情報は、包括移転に関する契約の要旨と移転会社および移転先会社の貸借対照表、移転先会社の商号等に限定されているが（保険業法137条1項、同法施行規則88条の3）、イギリスやアメリカにおいては事業譲渡計画や総括引受再保険による保険契約者の権利への影響等、より詳細な情報が提供されていることに鑑みれば、わが国においても、保険契約の包括移転の前後での移転会社および移転先会社における資産・負債、責任準備金⁽¹⁰⁹⁾、ソルベンシー・マージン比率等の変化に関する情報を提供すべきであると思われる⁽¹¹⁰⁾。

さらに、情報提供の手段としては、現行法は日刊新聞紙による公告もしくは電子公告を行えば足りるものとしているが（保険業法137条1項、9条、23条2項）⁽¹¹¹⁾、特に保険契約者が消費者である場合を考えると、保険契約者に公告の確認を要求するのは酷であり、イギリスやアメリカのように個別の通知を要求すべきであると思われる⁽¹¹²⁾。ただし、アメ

(109) わが国においても、ドイツ（前注74参照）と同様に、保険契約の包括移転に際しては移転される保険契約に係る責任準備金に対応する資産の移転が通常は必要となると解されてきた（島村・前掲（注28）保険評論5巻4号付録8-9頁、野守・前掲（注32）3頁、9頁、三浦・前掲（注53）261-262頁、関西保険業法研究会・前掲（注63）131頁〔竹濱修〕、関西保険業法研究会・前掲（注15）168頁〔梅本剛正〕等）。

なお、保険業法に関する研究会「保険契約包括移転制度の検討—契約移転単位の見直し」（損保ジャパン記念財団、2011年）2頁は、「移転条件は様々な要素を勘案したうえで市場原理に基づき決定されるものであり、責任準備金が契約と共に移転されない場合であっても直ちに保険契約者保護上問題となるものではない」とし、（移転先会社に移転させられる保険契約者に対する）債務の履行可能性確保については、「ソルベンシー・マージンの充足が重要なポイントであり、移転先における責任準備金（契約者価額ベース）の確保、移転価額の妥当性と併せ、認可で検証し得る問題である」としている。しかし、移転会社と移転先会社との間の保険契約の包括移転の条件・価格が市場原理により決定されるべきであるという指摘はその通りであるとしても、移転会社から移転先会社へと移転させられる保険契約者にとっては、移転先会社における支払可能性の確保こそが重要であり、移転会社と移転先会社の間でやり取りされる対価の適切性は付随的な要素にとどまるように思われる。

(110) 野口・前掲（注4）228頁。

(111) 明治45年改正当時においては、情報提供としては公告で足りるものとした理由として、各保険契約者への個別的な催告を要求すると保険契約の包括移転がほとんど不可能になることなどが挙げられていた（島村・前掲（注28）保険評論5巻4号付録10頁、野守・前掲（注32）11頁）。

(112) 金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」の第2回会合においては、保険契約者の意向を反映させるために、移転会社は、非幹事契約を除く移転対象の全契約者に対して、包括移転を行うことについて事前の通知を行うものとするのが損害保険業界の委員から提案されている（ただし、個別の保険契約者による異議申立てに何らかの効果を認めることまでを含むものではないようである）（金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」第2回会合資料7（岩井委員説明資料(2)）6頁（available at http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/siryoku/20110727/07.pdf, last visited 2011/10/14））。

リカでも保険会社の清算・再建に際しての保険契約の移転については例外的手続が認められているように、保険会社の清算・再建に際しての保険契約の包括移転は、その円滑な実施が保険契約者の利益になると考えられることから、個別の通知の省略を認めるべきであろう。

また、以上の個々の保険契約者の意思を反映する機会の確保とは別に、内閣総理大臣の認可を通じた保険契約者の保護に関しては、「当該保険契約の移転が、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること」（保険業法139条2項1号）を確認するための資料を充実させることが考えられる。イギリスにおける独立専門家による事業譲渡計画報告書に相当するような仕組みの導入については、そのような独立専門家の確保可能性等を踏まえた検討が必要であると思われるが、少なくとも、既に提案されているように⁽¹¹³⁾、認可申請書の添付書類（保険業法90条2項）として、保険計理人による将来収支分析（保険業法121条1項3号、同法施行規則79条の2第1号）の結果を記載した書面や保険契約の包括移転の前後での移転会社および移転先会社におけるソルベンシー・マージン比率の変化を記載した書面の提出は要求すべきであると思われる。

（3） 保険契約者に対するサービスの水準の確保

次に、保険契約者に対するサービス（たとえば営業職員の定期的な訪問や病院・医師の紹介サービス等）の水準が移転先会社において低下する可能性について検討しよう。

これらのサービスの内容が保険契約の募集時に他の保険会社との差別化戦略として強調されることが少なくないことから、この点について何らかの対処が必要であるとも思われる⁽¹¹⁴⁾。他方で、これらのサービスは保険契約の条件そのものとはされていないことが多く、パンフレットの類にも事後的な内容変更・終了の可能性が記載されていることがあることや、この観点からの保険契約の移転の拒絶を認めたとしても、移転先会社に対する事務の代行の委託によってサービスの水準が変更される可能性があることなどからは、個々の保険契約者の意思の尊重という形での保護に適していない事柄であるといえよう⁽¹¹⁵⁾。

なお、どこまで詳細な情報の提供を要求するかにも依存するが、通知には概要を記載することとどめ、詳細は移転会社および移転先会社のウェブサイトに掲載し、そのURLを通知に記載することも考えられる（会社法301条1項、同法施行規則94条参照）。

(113) 野口・前掲（注4）229-231頁。

(114) 平成19年の金融審議会においても、このような観点が示されている（前注24に対応する本文を参照）。

(115) アメリカにおいても、移転先会社の移転される契約の管理についての計画は、保険監督長官の承認に際しての考慮要素として挙げられている一方で、保険契約者に対する通知の記載事項には含まれていないことから、保険契約者による移転の拒絶によって保険契約者に対するサービスの水準を確保することが意図されているわけではないように思われる。イギリスについても、保険契約者に対するサービスの水準への影響に関する独立専門家の意見を事業譲渡計画書に記載することが求められており、その概要は保険契約者に通知されるものと思われるが、保険契約者の採り得る選択肢は保険契約の解約のみである。保険業法に関する研究会・前掲（注109）2頁も参照。

このため、保険契約者に対するサービスの水準の確保については、内閣総理大臣の認可が重要となる。現行法の下でも、「移転先会社が、当該保険契約の移転を受けた後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること」（保険業法139条2項2号）が認可の審査基準に含まれているが、保険契約の募集時に強調されていたようなサービスの水準が不当に（合理的な理由なく、大幅に）低下させられるような場合には、この基準を満たさないものとして運用がなされることが望ましい⁽¹¹⁶⁾。また、認可申請書の添付書類として、移転先会社における移転された保険契約者に対するサービスについての計画書のようなものを要求すべきであろう。

（４） 配当水準の確保

では、保険契約者の配当（相互会社の場合には社員に対する剰余金の分配（保険業法55条の2）、株式会社の場合には契約者配当（同法114条））の水準が移転先会社において低下する可能性については、どのように考えるべきだろうか。

まず、相互会社における社員配当準備金および社員配当平衡積立金（同法55条の2第2項、同法施行規則30条の5第1項1号2号）、株式会社における契約者配当準備金（保険業法114条、同法施行規則64条）は、保険契約者に対する配当のために用いられることが確定または予定されているものであり⁽¹¹⁷⁾、これらの準備金・積立金のうち移転先会社に移転される保険契約に対応する額とそれに相当する資産が移転先会社に承継されることを、内閣総理大臣による認可の要件とすべきであると思われる。また、その審査に必要な情報を認可申請書の添付書類として提出させるべきであろう。

問題となるのは、上記の準備金・積立金を超える部分の扱いである。この点、相互会社である保険会社においては、毎決算期の剰余金の処分に際して一定水準以上の社員配当準備金もしくは社員配当平衡積立金の積立てが義務付けられているが（保険業法55条の2第2項、同法施行規則30条の5）、その水準とは当期末処分剰余金の額から前期繰越剰余金の額等を控除した金額（保険業法施行規則30条の4）の2割（保険業法55条の2第3項、同法施行規則30条の6）であり、これを超える積立てをするか否かは保険会社の任意である⁽¹¹⁸⁾。また、株式会社である保険会社においては、相互会社のような最低水準の配当を義務付ける規制はなく、契約者配当の額は保険会社の経営判断に委ねられている⁽¹¹⁹⁾。このため、社員配当準備金、社員配当平衡積立金または契約者配当準備金に積み立てられた額を超える

(116) また、保険契約の包括移転後の監督においても、事後的にサービス水準の不当な切り下げが行われていないかということをチェックすべきであろう。

(117) 安居・前掲（注2）189頁、383頁。

(118) 社員配当準備金の最低積立割合は、内部留保の充実による相互会社の長期的な経営の健全性確保のために、平成7年以前の9割から漸次引き下げられたものである。安居・前掲（注2）187－188頁参照。

(119) 山下友信『保険法』（有斐閣、2005年）528頁。

部分については、保険契約者は配当を請求する法的権利を有しておらず、事実上の期待を有するに過ぎないといえることができる。他方で、相互会社においては最低水準を上回る額、株式会社においては一定の額の配当が安定して行われている場合には、それに対する保険契約者の事実上の期待も法的保護に値すると考えられなくもない（ただし、このような安定配当は、経営状態が悪化した場合には維持されなくなるものであることにも留意する必要がある）。

この点については、ドイツやイギリスにおいては認可に際して将来の配当に関する期待も考慮されている⁽¹²⁰⁾ことも踏まえると、合理的な期待であれば保護に値すると考えるのが妥当であるように思われるが、この場合には何をもって「合理的な期待」として評価するかということが問題となる⁽¹²¹⁾。監督当局において数量的な基準を定めることは困難であるとすると、認可申請書の添付書類として、保険契約者の配当に対する期待の保護のために移転される資産の額、従来の配当の傾向、保険契約の包括移転後の移転会社および移転先会社の将来収支分析等を提出させ、「合理的な期待」の保護として適切なものであるかを定性的に判断することが考えられよう。また、毎年度の通常配当においては内部留保のために分配できなかった利益を分配するために長期間継続した保険契約の消滅時に特別配当⁽¹²²⁾を行うこととしている場合には、保険契約の包括移転を保険契約の消滅と同視して、特別配当として配当されるべき額に相当する資産を移転先会社に承継されることが必要であると考えられよう⁽¹²³⁾。

なお、わが国の保険契約の移転単位規制の趣旨としては、移転会社の財産を移転先会社に移転される保険契約者と移転会社に残される保険契約者との間の公平性（衡平性）の確保が挙げられることがあり、上記の移転される保険契約者の配当に関する期待の保護の問題も、配当の対象となり得る移転会社の財産の配分の公平性の問題として捉えることができるが、この場合には、どの時点での公平性を問題とするかということに注意が必要であ

(120) ドイツにおいては、将来の期待利益をも考慮した上での剰余金配当を受ける権利の価値が保険契約ポートフォリオの移転の前後で減少しないことが認可の要件とされており（前注80を参照）、保険契約者の配当に対する期待を非常に厳格に保護しているようであるが、そのような比較は困難であるとも思われる（実際の運用がどのようなものであるかを調査することはできなかった）。また、イギリスにおいては、「保険契約者の合理的な期待」、保険契約者の保険会社の利益への参加権や配当に対する事業譲渡計画の影響が事業譲渡計画報告書の記載事項とされているが、裁判所の承認の基準は「すべての状況を考慮して適切である」か否かであり（前注90、前注92および前注94とこれらに対応する本文を参照）、ドイツの基準ほど保険契約者の配当に対する期待が厳格に保護されているわけではない可能性もあると思われる。

(121) 配当の是非・額が保険会社の裁量に任されていることを考慮すると、個々の保険契約者の配当に対する期待を保護するために移転される保険契約者の意思を反映させる必要性は、保険契約上の中核的な権利である保険金請求権の支払可能性の確保の場合に比べ、乏しいように思われる。

(122) 特別配当については、山下・前掲（注119）529頁注200を参照。

(123) このような特別配当の定めがある場合にのみ、「合理的な期待」を保護するものとすることも考えられよう。

と思われる。すなわち、移転会社と移転先会社とは別法人として保険契約の包括移転後には異なる発展の経路をたどるものであるから、保険契約の包括移転後の事情を含めた公平性を確保することは不可能であり、これを問題とすべきではなかろう⁽¹²⁴⁾。確保されるべきは保険契約の包括移転の時点における公平性であると考えられる⁽¹²⁵⁾。もっとも、この時点における公平性は、結局、保険契約者の配当に関する合理的な期待に対応した財産の配分を意味すると考えられるため、保険契約者間の公平性という概念を持ち出す意義は乏しいように思われる。

3. 移転会社に残される保険契約者の保護

次に、移転会社に残されることになる保険契約者の保護について検討する。

現行法は、保険契約の包括移転に伴う保険会社の財産の移転に関して、移転会社の債権者の利益を保護するために必要と認められる財産を留保しなければならないものとした上で（保険業法136条3項）、「移転対象契約者以外の移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないものであること」を認可の審査基準としている（同法139条2項3号）。ここでいう「移転会社の債権者」には移転会社に残される保険契約者も含まれると解されており⁽¹²⁶⁾、移転会社による保険金の支払可能性の確保については、一定の配慮が既になされていると言える⁽¹²⁷⁾。保険契約の移転単位規制を緩和する場合には、同規制の趣旨が保険契約集団の分割による移転会社の健全性の悪化の防止にあると主張されていることとの関係で、これ以上の保護が必要となるかということが問題となる。

この点については、平成19年の金融審議会において、保険契約集団が分割して移転されることにより、その規模が縮小することを踏まえて、移転される保険契約に対応する責任

(124) たとえば、保険契約の包括移転後の移転会社の業績が移転先会社の業績よりも良好であったため、移転会社に残された保険契約者が移転された保険契約者に比べて多額の配当を受領したということのみを持って、保険契約者間の公平性が害されていると見るべきではない。逆の場合も、また同様である。

これに対して、移転会社が保険契約の包括移転の前に獲得した利益を長期的な経営の安定性を考慮して配当せずに留保しておいたところ、保険契約の包括移転後にこの分を配当することとしたために、移転会社に残された保険契約者のみがそれを受領できることとなった場合には、将来において配当を受けられると期待していた移転された保険契約者の保護を考える余地がある。もっとも、このような問題は、保険契約の移転単位規制が存在する現行の規律の下でも、残される種類の保険契約者と移転される種類の保険契約者との間で生じうるものであるとも考えられるため、どこまで手当てをすべきかを検討する必要があるだろう。

(125) この観点を強調すると、相互会社において事業年度の途中に保険契約の包括移転が行われる場合に、包括移転の時点における社員配当準備金または社員配当平衡積立金に積み立てるべき金額を計算して、そのうちの移転される保険契約に対応する額とそれに相当する額の資産を移転先会社に承継すべきであるという考え方も成り立つように思われる。

(126) 保険研究会・前掲（注61）219頁、223頁。

(127) イギリスとアメリカも、裁判所や監督当局による認可の中で移転会社の財務状況への影響が考慮されていた。

準備金額を算定することができるかが問題となるとの指摘がなされていた。しかし、ある時点の責任準備金の額を算出方法書（保険業法4条2項4号）に従って契約1件ごとに計算することは技術的に可能であり⁽¹²⁸⁾、そして保険契約集団の分割によって危険の集積が低下した分については、移転される保険契約集団と残される保険契約集団のそれぞれについて将来収支分析を行い、上記のように計算した責任準備金の額では不足があるようであれば、その不足分に見合う資産を確保すればよい⁽¹²⁹⁾と考えられる⁽¹³⁰⁾。これは移転会社に残される保険契約者のみならず、移転先会社に移転させられる保険契約者にとっても影響がある事柄であるが、移転会社・移転先会社のそれぞれにおいて必要な資産の確保がなされているかは、内閣総理大臣の認可に際してチェックされるべきであろう。現行の制度では、認可申請書の添付書類に、移転対象契約、移転対象契約以外の移転会社の保険契約および移転先会社の保険契約についての契約件数・保険金額・責任準備金額等を記載した書面や、移転対象契約とともに移転するものとされる財産の価額等を記載した書面などが含まれており（保険業法施行規則90条2項6号8号9号）⁽¹³¹⁾、上記の点は既に認可の審査において考慮されているとも考えられる⁽¹³²⁾。

また、保険契約の移転単位規制を緩和する場合、健康状態の悪化した被保険者についての保険契約等、リスクの高い契約だけを移転会社に残し、その他の契約を移転先会社に移転するといったようなことが行われるのではないかとの懸念も指摘されていた⁽¹³³⁾。これは、リスクの高い契約のみを有することになる移転会社の資力の問題とみることもできるが、より直截に、移転対象契約と移転会社に残される契約の分け方の合理性を認可の要件とすることが望ましいと思われる⁽¹³⁴⁾。

(128) 野口・前掲（注4）232頁注42。金融審議会「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」第4回会合における損害保険業界の提出資料（資料7：岩井委員説明資料(2)、available at http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/hoken_wg/siryoku/20110926/07.pdf, last visited 2011/10/14）も参照。

(129) 保険契約集団の規模が保険契約の包括移転によって事後的に縮小する場合には、安全割増を考慮した高額の保険料を事前に徴収することができないために、バッファー・ファンドを事後的に確保することが必要となると考えられる。近見ほか・前掲（注14）107頁を参照。

(130) この点については、第一生命保険株式会社調査部の鹿内一寛氏にご教示を頂いた。

(131) このほか、既に指摘したように、保険計理人による将来収支分析の結果を記載した書面も添付書類として要求されるべきである。

(132) 野口・前掲（注4）232頁注42。

(133) リスクの高い契約だけを移転先会社に移転する場合にも、同様の問題が生じうる（独立の第三者であれば、十分な資産とともに移転させられるのでない限り、リスクの高い契約のみの移転を引き受けることはないと考えられるが、グループ内に受け皿会社を新設するような場合も考えられる）。この場合には、移転させられる保険契約者の異議申立てに委ねることも考えられなくはないが、保険契約者が移転対象契約の選別基準の問題性を十分に認識できない恐れもあると考えられることから、この場合にも認可を与えないものとすべきであると思われる。

(134) ドイツにおいても、移転の対象とされる保険契約とそれ以外の保険契約を分ける基準の客観性が必要であると解されていた。

なお、移転会社に残される保険契約者には異議申立手続による保護が与えられていないことが問題とされることがあるが⁽¹³⁵⁾、現在の異議申立手続は、その意思に反して契約関係を移転されることになる保険契約者に対して、その同意に代わる保護を与えることを目的としたものであるため、これを移転会社に残される保険契約者の保護に転用することは難しい。上記のようにリスクの高い保険契約だけが取り残されるような場合でないのであれば、移転会社に残される保険契約者の保護としては、内閣総理大臣による認可で十分ではないかと思われる⁽¹³⁶⁾。

保険金の支払可能性の確保以外の問題については、移転会社に残される保険契約者は、その契約相手方が変更されるわけではないことから、サービスの水準の変化については特に問題とする必要はないと思われる。また、保険契約者に対する配当の水準については、移転先会社に移転させられる保険契約者の保護との調整が必要となるところであり、併せて認可の中で考慮していくことが適切であると思われる。

4. 移転先会社の元々の保険契約者の保護

また、移転先会社の元々の保険契約者については、保険契約の包括移転の条件・内容によっては保険金の支払可能性が低下する可能性もあるが、これは保険会社の経営判断一般による影響と質的に異なるものではなく、特別の保護の必要はないとも思われる。もっとも、グループ再編のためにグループ内の保険会社間で保険契約の包括移転が行われる場合には、その条件が独立当事者間の交渉によって決定されたものとは言えない可能性もあることから、この場合には契約条件の適切性⁽¹³⁷⁾や移転先会社の健全性が大幅に悪化しないこと等を認可の条件とすることも考えられよう⁽¹³⁸⁾。

(135) 関西保険業法研究会・前掲（注15）169-170頁〔梅本剛正〕、筒井義信専門委員発言（前注22）、野口・前掲（注4）433頁注45等。

(136) もちろん、金融庁による監督には、ソルベンシー・マージン比率の計算方法の改善等を考慮したとしても限界があると言わざるを得ないが、そのことのみでは、自らの契約関係が直接変動させられていない保険契約者に特別の保護を与える理由とはならないように思われる。

(137) 野口・前掲（注4）232頁注42は、承継される契約の対価の適正性について、保険計理人および公認会計士が対価の妥当性に係る証明書を作成し、これを認可申請時の添付書面とすることにより監督官庁の審査の対象とすることを提案している。この提案は、「保険契約者間の公平性の問題として責任準備金の公平な分割」の在り方の検討に関連してなされているものであるが、保険契約の包括移転に関する契約条件の適切性は、むしろ移転会社に残される保険契約者や移転先会社の元々の保険契約者に利益にとって重要なものであると思われる。

(138) イギリスやアメリカにおいても、移転先会社の元々の保険契約者の利益は裁判所または保険監督長官による認可に際しての考慮要素とされていた。

VI. 終わりに

本稿では、保険契約の移転単位規制の趣旨についての近時の説明に対する疑問から出発して、移転単位規制を保険契約者の同意によらない保険契約の移転を認める手続の利用範囲を限定するための要件として捉えなおし、これを緩和した場合に、移転先会社に移転させられる保険契約者等の利益を保護するために採られるべき規制の在り方について検討を行った。本稿が現在進められている改正作業にとって何らかの参考となれば幸いである。